

Ⅲ 障害者計画・
第5期障害福祉計画（素案）

第1章 計画策定の背景と目的

第1節 計画策定の背景

国は平成26年1月に「障害者権利条約」を批准していますが、それまでに障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障がい者福祉制度の改革を推進するため、平成23年8月に障がい者の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障がい者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。

平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されています。

平成28年4月には障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「障害者差別解消法」が施行され、同時期に改正「障害者雇用促進法」も施行されています。

また、「障害者基本法」の改正や「障害者総合支援法」の施行に伴い、難病患者も障がい者の定義に位置づけられ、障害福祉サービスを受けることができるようになり、平成27年1月には「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が施行されたことによって、難病の対象が拡大され、難病に対する医療費助成の法定化や、サービスの充実も定められました。

今般、平成27年度から平成29年度までの「第4期障害福祉計画」が計画年度の終期を迎えることにあわせて「第5期障害福祉計画」を策定するとともに、「小金井市保健福祉総合計画」の一部として「障害者計画」を策定しました。

1 直近の国・都の動向

(1) 障害者基本法の改正（平成23年8月施行）

この法律は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。また、障がい者の定義が見直され、障がいがある方にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念などを含む、「社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されました。

なお、これらをもとに、「地域社会における共生」、「合理的配慮」、「雇用の促進」などについての方向性が示されています。

(2) 児童福祉法の改正（平成24年4月施行）

この法律では、障がい別に分かれていた障がい児の施設や事業を一本化し、通所による支援と入所による支援とに分けました。また、様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられるよう、障害児通所支援の実施主体を市町村とし、児童発達支援センターを中心とした児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスが創設されました。

(3) 障害者虐待防止法の成立（平成24年10月施行）

この法律では、障害者虐待とは養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型として「身体的虐待」、「放棄・放置」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の5つを定義しています。

なお、虐待防止施策として、「障害者虐待の早期発見の努力義務規定の設置」、「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際の速やかな通報の義務化」などが定められています。

(4) 障害者総合支援法の成立（平成25年4月施行）

この法律は、従来の障害者自立支援法に替わる法律として施行されました。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。障害福祉サービスの提供などについて定められており、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲に難病患者が含まれることが定められました。

(5) 障害者差別解消法の成立（平成28年4月施行）

この法律では、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としており、差別を解消するための措置として、不当な差別的な取扱いの禁止や合理的配慮の提供等を講じることとしています。

なお、差別を解消するための措置として、「不当な差別的扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」についての方向性が示されています。

(6) 障害者雇用促進法の改正（平成28年4月施行）

この法律では、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じています。

(7) 成年後見制度利用促進法の成立（平成28年5月施行）

この法律においては、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある人が成年後見制度を十分に利用していないことから、共生社会の実現のために制度の利用を促進することを目的としています。

国は制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進会議および成年後見制度利用促進委員会等を設置し、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。区市町村は、国の計画を踏まえた計画の策定、利用促進に関する審議会等の設置が努力義務となっています。

(8) 発達障害者支援法の改正（平成28年8月施行）

この法律では、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正しています。

切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的として、医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携した「ライフステージを通じた切れ目のない支援」や教育、就労、発達障がい者の家族等への支援などの規定の改正を通じた「きめ細かな支援」、地域の関係者が課題を共有して連携した「地域における支援体制の構築」についての方向性が示されています。

(9) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）

この法律では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

なお、具体的な支援として、障がい者の望む地域生活の支援については、「自立生活援助」や「就労定着支援」の新設など、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応については、「居宅訪問による児童発達支援を提供するサービス」の新設、「医療的ケアを要する障害児に対する支援」などが定められています。

第2節 計画の目的

1 計画の目的

本計画は、国や都の指針等を踏まえ、今後の実現すべき障がい者施策を掲げた「小金井市障害者計画」を策定するとともに、平成29年度末に現行の「第4期小金井市障害福祉計画」の計画期間が終了となることから、「第5期小金井市障害福祉計画」をこれまでの実績数値及び目標数値を検証し一体化して策定するものです。また、策定にあたり、保健福祉に共通する理念等を示した「小金井市保健福祉総合計画（小金井市地域福祉計画）」の一部として策定しています。

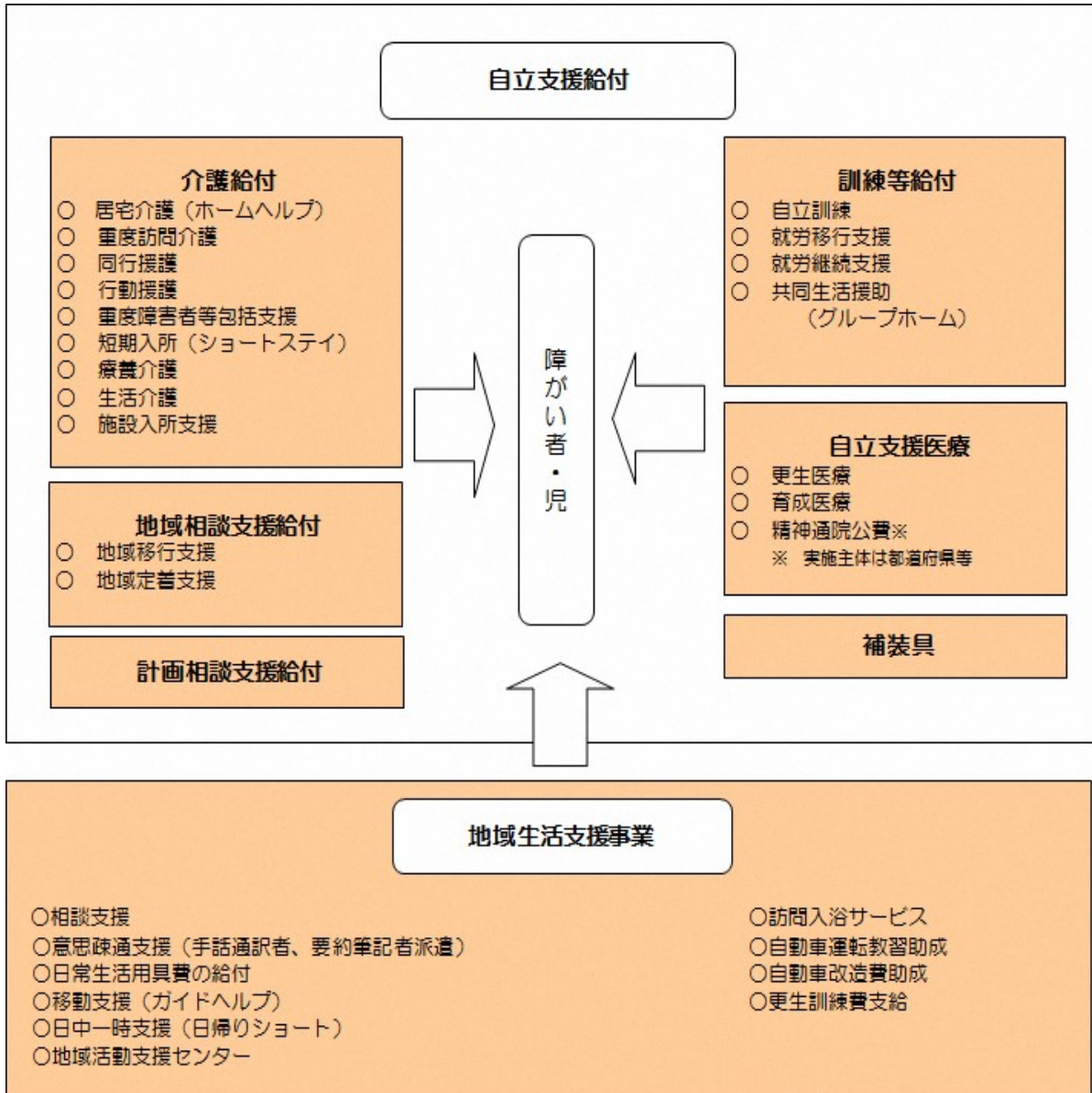
2 市の計画内の位置づけ

本計画は、「小金井しあわせプラン（第4次小金井市基本構想・後期基本計画）」及び「小金井市保健福祉総合計画（小金井市地域福祉計画）」の考え方に即し、障がい者施策の基本的方向性、目標を掲げる障害者計画及び障がい者施策推進の具体的目標を挙げた障害福祉計画にあたるものです。

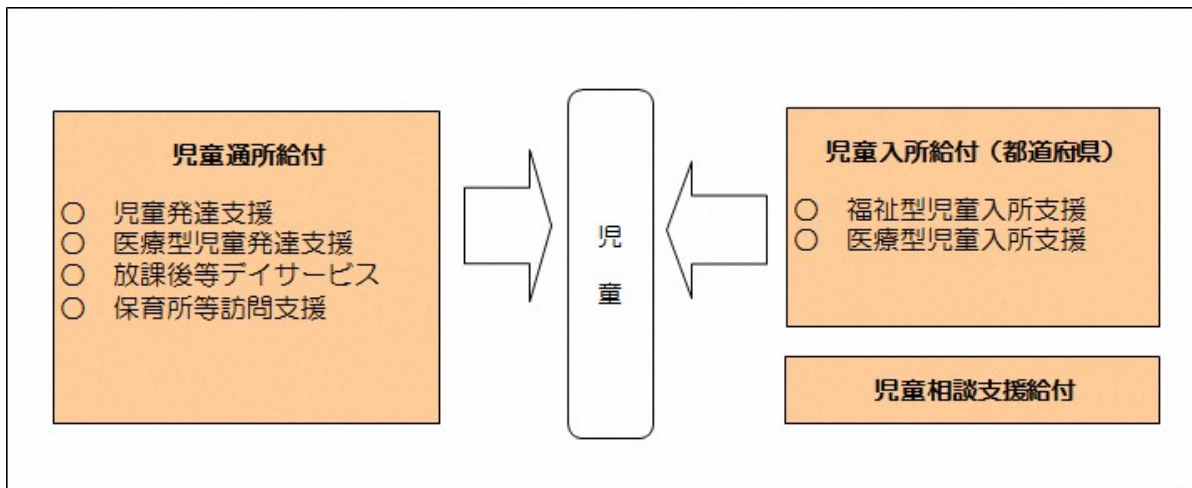
3 法的根拠について

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条の規定に基づく「障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

【参考】障害者総合支援法のサービス体系



【参考】児童福祉法のサービス体系



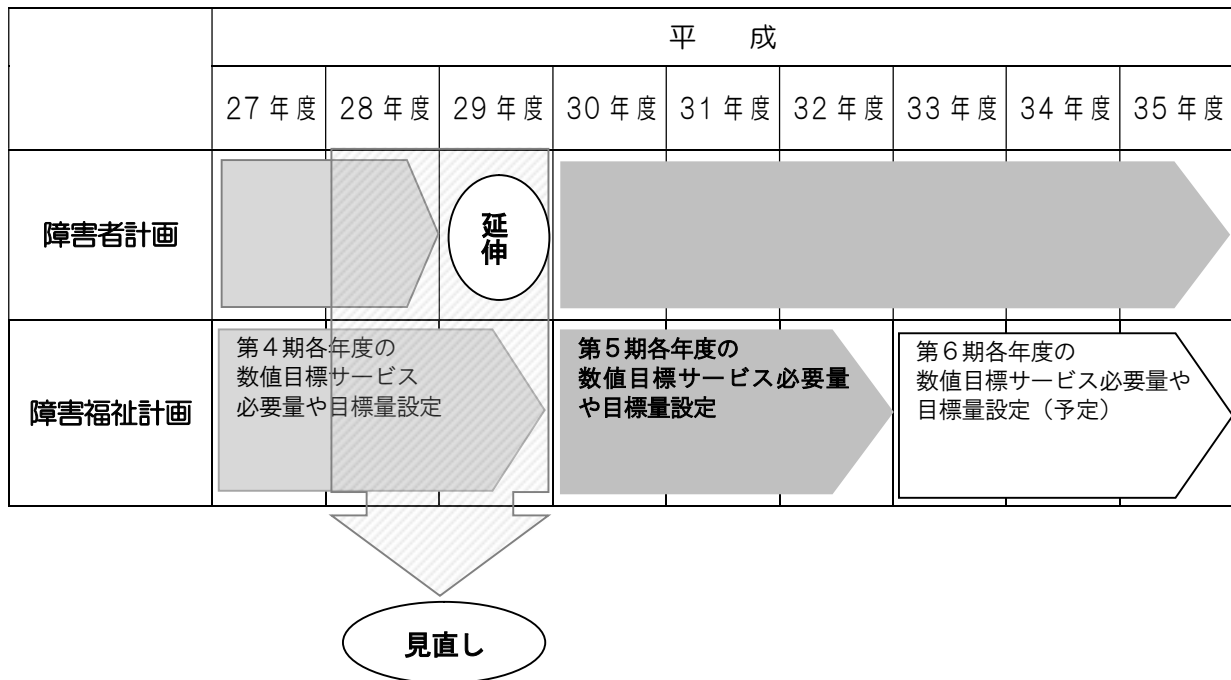
第3節 計画の期間

基本計画としての「小金井市障害者計画」の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、本計画は平成28年度から平成29年度までの2年間を経て見直しを行い、可能な限り平成35年度までに達成していく事業を掲げました。

「第5期小金井市障害福祉計画」の計画期間は、平成30年度から平成32年度までを第5期とし、各年度における必要量や目標数値を掲げました。

なお、第5期小金井市障害福祉計画は、第4期の計画に係る事業実績及び目標の達成状況を踏まえ、これまでの目標値を見直した上で、平成30年度から平成32年度までの各年度のサービスの必要量や目標数値を設定しました。

図表1 計画の期間



第2章 市の現状と課題

第1節 市の統計資料から

1 身体障がい者

小金井市における身体障がい者（児）の数（身体障がい者手帳所持者数）は、平成29年4月1日現在で2,561人、このうち18歳未満が70人となっています。

平成24年度から29年度までの推移をみると、身体障がい者（児）は増加傾向にあり、総人口に対する割合をみると、平成29年4月1日現在の小金井市の総人口119,598人に対し、約2.14%となっています。

障がい等級別では、重度の「1級」が最も多く、平成29年4月1日現在の「1級」手帳所持者を年齢別割合でみると、65歳以上の割合が69.8%となっています。

障がいの種類別では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「心臓機能障がい」となっています。

図表2 身体障害者手帳 年齢別・身体障害者（手帳所持者）の推移

身体障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	62	59	62	66	69	70
18歳～64歳	816	807	784	773	761	747
65歳以上	1,680	1,709	1,769	1,766	1,747	1,744
合計	2,558	2,575	2,615	2,605	2,577	2,561

(人)

各年4月1日現在

図表3 身体障害者手帳 等級別・身体障害者（手帳所持者）の推移

身体障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	861	878	898	896	894	899
2級	384	371	371	356	334	333
3級	413	426	424	425	419	420
4級	611	615	641	641	637	610
5級	140	146	135	135	139	142
6級	149	139	146	152	154	157
合計	2,558	2,575	2,615	2,605	2,577	2,561

(人)

各年4月1日現在

図表4 身体障害者手帳 障害別・等級別手帳所持者数

(人)

身体障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
視覚障がい等	182	178	177	178	177	175	
聴覚障がい等	255	251	259	259	254	262	
音声言語又はそしゃく機能障がい	41	39	37	35	35	35	
肢体不自由	1,270	1,294	1,312	1,318	1,294	1,250	
内部機能障がい	呼吸器機能障がい	50	42	38	30	26	31
	腎臓機能障がい	168	180	177	187	181	190
	心臓機能障がい	443	449	462	448	452	466
	ぼうこう又は直腸機能障がい	121	112	120	114	120	112
	小腸機能障がい	2	2	3	3	3	2
	免疫機能障がい	22	23	22	25	27	30
	肝臓機能障がい	4	5	8	8	8	8
小計	810	813	830	815	817	839	
合計	2,558	2,575	2,615	2,605	2,577	2,561	

各年4月1日現在

2 知的障がい者

知的障がい者（児）の数（愛の手帳所持者数）は、平成29年4月1日現在で599人となっており、このうち18歳未満は170人、18歳以上は429人となっています。

平成24年度から29年度までの推移をみると、知的障がい者（児）は毎年度増加傾向にあり、総人口に対する割合では、平成29年4月1日現在の小金井市の総人口119,598人に対し、約0.50%となっています。

障がいの程度別では、平成24年度から29年度までの傾向としては「4度」が最も多くなっています。

図表5 愛の手帳 年齢別・知的障害者（手帳所持者）の推移

(人)

知的障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	166	171	172	167	169	170
18歳～64歳	336	344	359	371	380	393
65歳以上	21	22	25	32	36	36
合計	523	537	556	570	585	599

各年4月1日現在

図表6 等級別・知的障害者（手帳所持者）の推移

(人)

知的障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1度	18	20	19	20	19	19
2度	156	157	158	161	163	165
3度	130	133	129	132	136	137
4度	219	227	250	257	267	278
合計	523	537	556	570	585	599

各年4月1日現在

3 精神障がい者

平成29年4月1日現在、小金井市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、768人です。このうち18歳～64歳が632人となっています。

手帳の等級別では、「2級」が最も多くなっており、平成24年度から29年度までの推移をみると、毎年度増加傾向となっています。

なお、発達障がい者や高次脳機能障がい者についても、精神障がいの範囲に含まれ、障がい者手帳を所持しているか否かに関わらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となっており、今後も増え続けることが見込まれます。

図表7 精神障害者保健福祉手帳 年齢別・精神障害者（手帳所持者）の推移

(人)

精神障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	5	6	8	8	9	8
18歳～64歳	419	454	497	513	564	632
65歳以上	90	101	112	102	117	128
合計	514	561	617	623	690	768

各年4月1日現在

図表8 精神障害者保健福祉手帳 等級別・精神障害者（手帳所持者）の推移

(人)

精神障がい者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	51	52	43	36	40	57
2級	309	325	369	346	377	408
3級	154	184	205	241	273	303
合計	514	561	617	623	690	768

各年4月1日現在

精神保健分野においては、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、それまでの「通院医療費公費負担制度」から「自立支援医療（精神通院医療）」へ制度が移行しました。承認者は、平成24年度から29年度までの推移をみると毎年度増加傾向となっています。

図表9 自立支援医療（精神通院医療）承認者の推移

(人)

精神通院医療受給者	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
承認者数	1,247	1,310	1,397	1,533	1,613	1,774

各年4月1日現在

4 難病患者について

平成23年8月に障害者基本法が改正され、さらに平成25年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されたことにより、障がい者の範囲に「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」として難病患者(特殊疾病患者)が加えられました。

また、平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療費等に関する法律」で国における難病の対象疾病が拡大され、平成29年4月1日現在では対象疾病は330疾病にも拡大されています。また、都においても「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則」が施行されており、都の独自の難病対象疾病として10疾病が掲げられています。

このことに伴い、難病患者の方も、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者と同様に障害福祉サービス等の利用が可能となっており、受給できるサービスの向上が図られてきています。

5 他の障がいについて

治療法が確立されていなく、日常生活に多くの困難や課題を抱える病気があったとしても、「障がい者」とは認められず支援を受けられない方もいる現状があります。

第2節 アンケート調査から

小金井市の障がいのある人の現状、前計画の検証結果、アンケート調査の結果等を踏まえて、取り組むべき課題を整理しました。

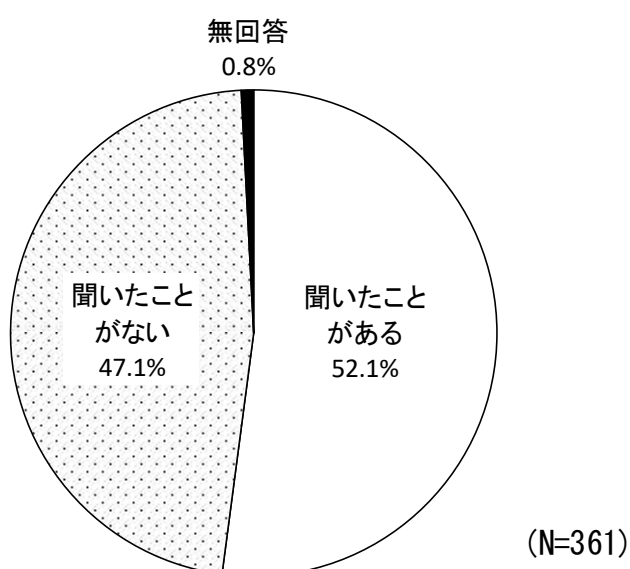
1 福祉意識の醸成

障がい施策に関する一般市民調査によると、ノーマライゼーションや共生社会という言葉を知ったことがある人は5割強となっています。また、障がいのある人への調査、障がい施策に関する一般市民調査ともに、障害者差別解消法を知っている人は1割台となっています。

また、障がいのある人への調査によると、隣近所とほとんど付き合いがない人が2割台、障がい施策に関する一般市民調査では、半数以上が日常的に交流している障がいのある人はいないと答えており、日常的に交流する機会が少ないことがわかりました。

誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちを実現するためには、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、日常的に交流する機会を持つことが望まれます。市民への啓発活動や、子どもの頃から地域・学校での福祉意識の啓発、交流する機会や場の提供を行っていく必要があります。

図表10 ノーマライゼーション等について（全体）



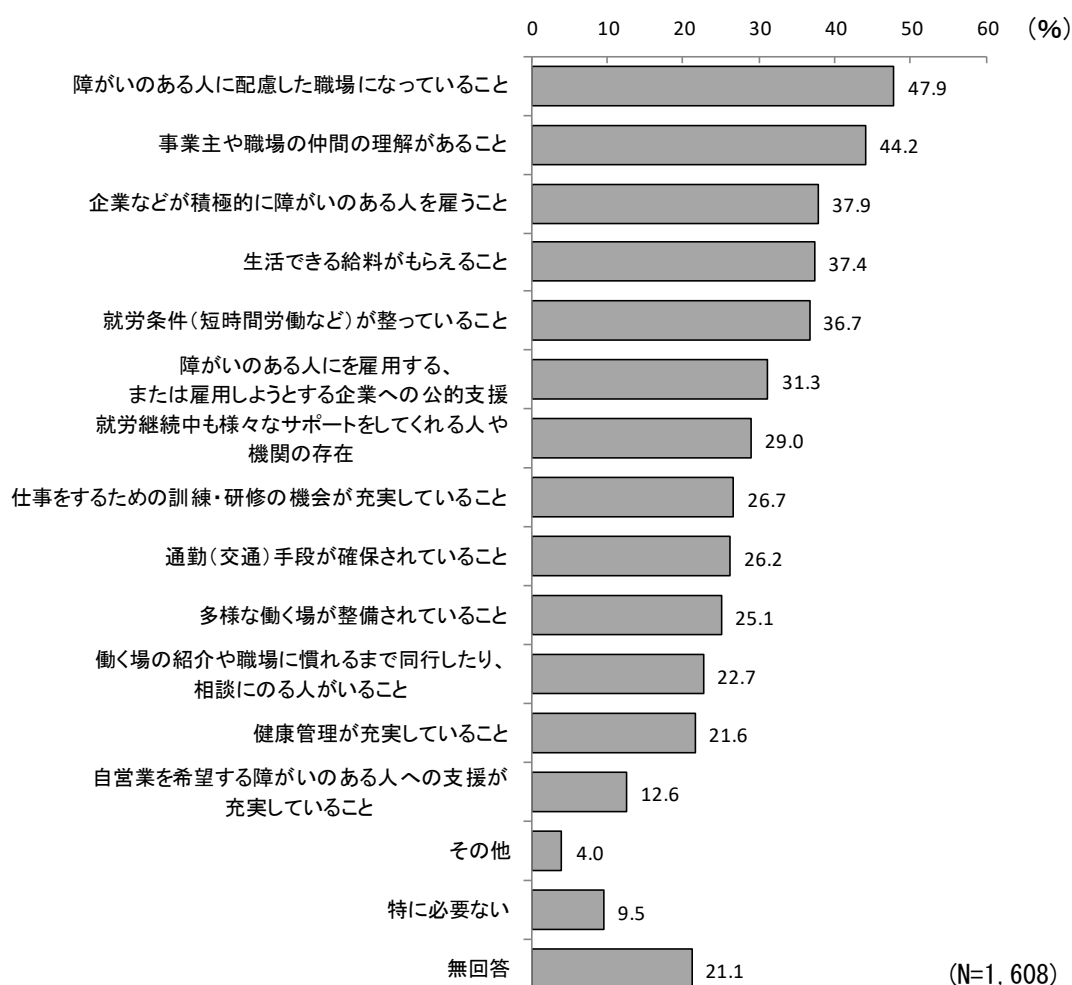
2 障がいのある人の一般就労の促進

障がいのある人への調査によると、18～29歳までの正規雇用をされている人は2割強、正規雇用を希望している人は半数弱となっています。働くために必要なことについては、「障がいのある人に配慮した職場になっていること」、「事業主や職場の仲間の理解があること」、「企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと」が多く求められています。また、障害者就労支援センターを知らない人が、18～64歳のうち4割を超えています。

また、障がいのある人への調査によると、障がいのある児童の今後希望する進路について、「企業等で一般就労がしたい」、「職員等の指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所で働きたい」などの就労に関する希望が多くなっています。

今後は、障がいのある人の一般就労に向けて、障害者就労支援センターの周知の促進、企業等の障がいのある人の雇用の促進の啓発、就労支援の充実、職場への定着を進めるための支援を行い、就労の拡大を図っていく必要があります。

図表11 障がいのある人が働くために必要なこと（全体：複数回答）

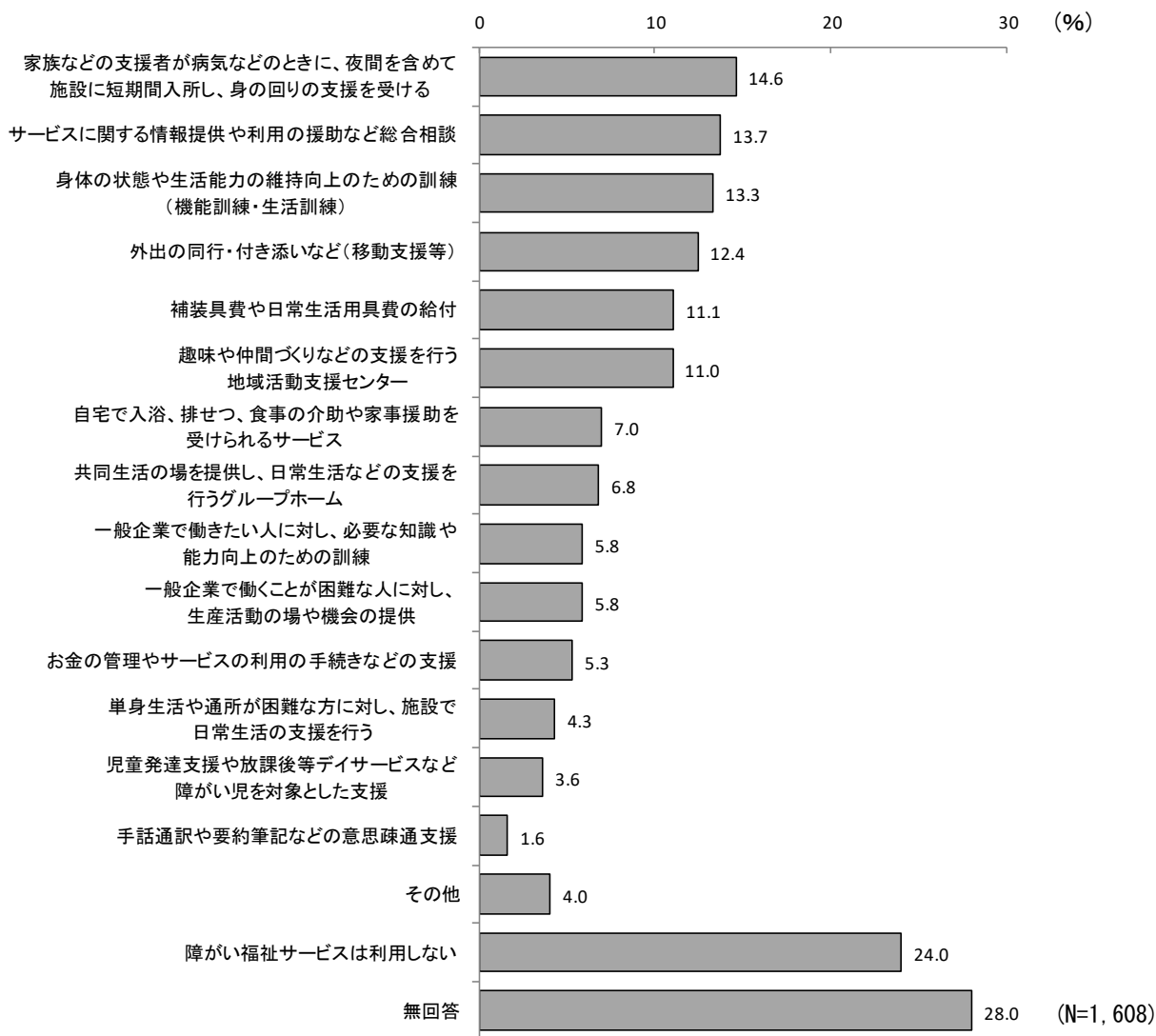


3 総合的な相談支援体制の充実

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりについて、障がいのある人への調査では6割弱、障がい施策に関する一般市民調査では5割強が、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」が必要と答えています。また、障がいのある人の調査によると、新たに利用したい・利用し続けたいサービスについて、「短期入所や身の回りの支援」に次いで、「サービスに関する情報提供や利用の援助」が高くなっています。

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの実現のために、日頃から緊急時まですぐに相談でき、必要に応じて対応が図られる総合的な相談支援体制の充実を推進する必要があります。

図表12 利用したい・利用し続けたいサービス（全体：複数回答）

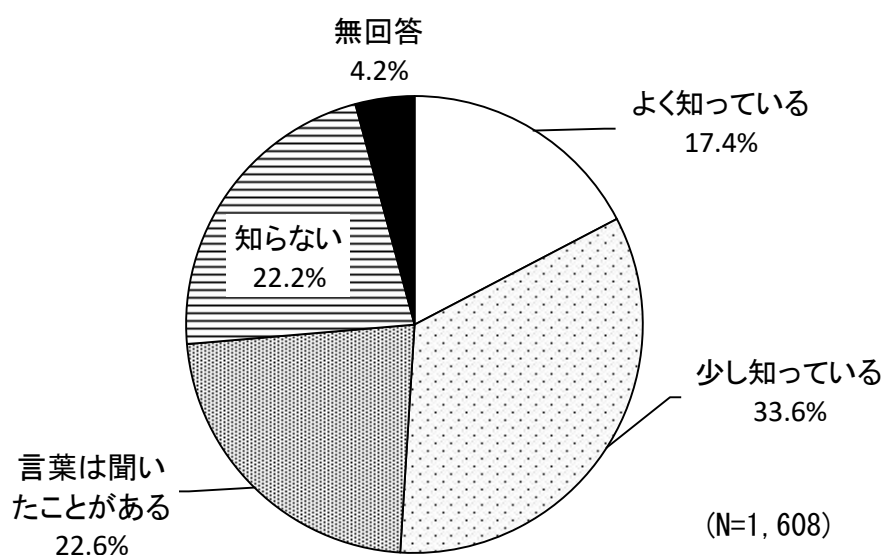


4 権利擁護の推進

障がいのある人への調査では、成年後見制度について、「知らない」、「言葉は聞いたことがある」がともに2割台となっています。

介助者が高齢化しており、今後は成年後見制度等の活用を必要とする人が増えると予測されます。成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立を受けて、より一層の成年後見制度利用支援事業の周知等、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進していく必要があります。

図表13 成年後見制度について（全体）

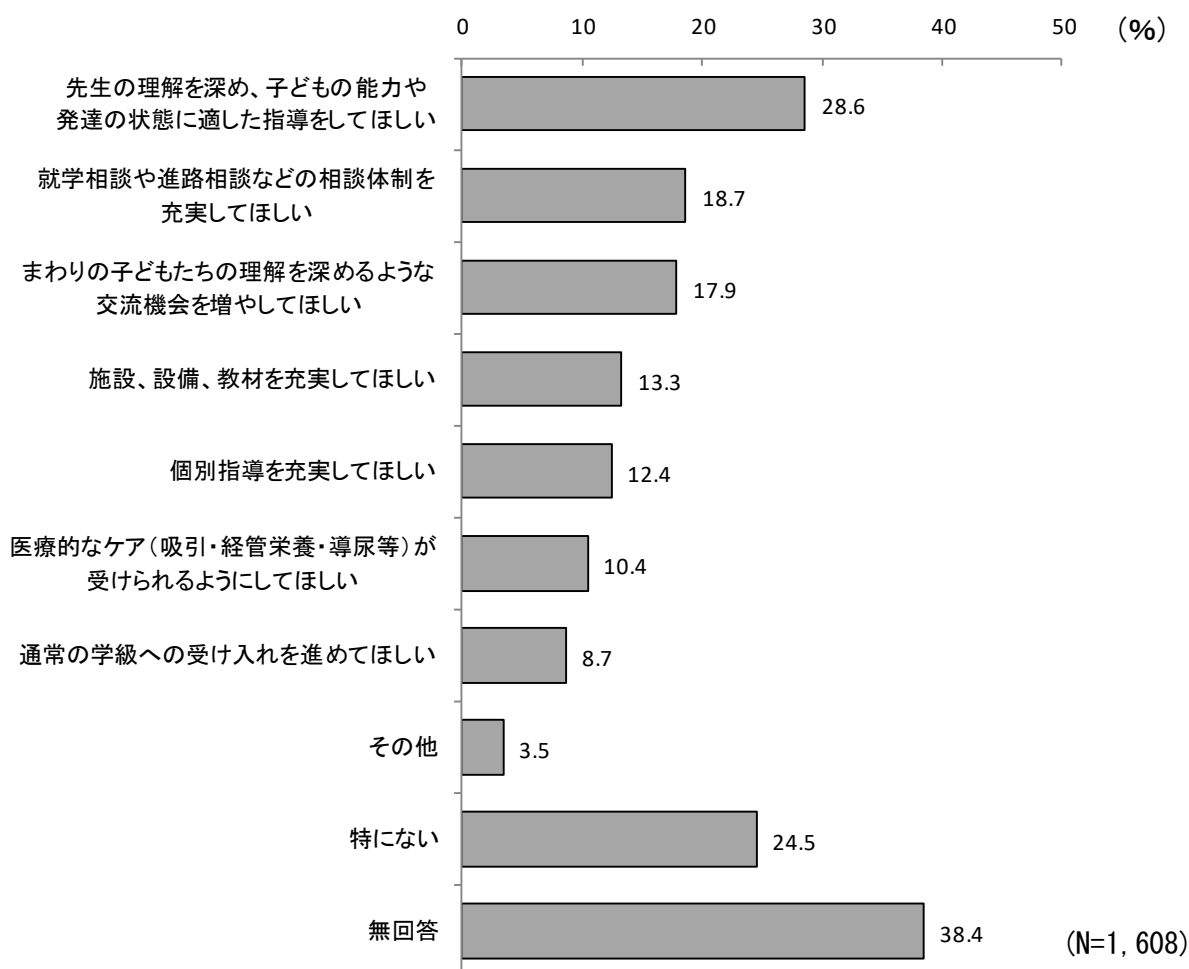


5 障がい児への支援の充実

障がいのある人への調査によると、障がいのある児童の幼稚園・保育所・学校に望むことについて、「子どもの能力や発達状態に適した指導の実施」、「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」、「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会の増加」が多くなっています。

障がいのある児童が地域で暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携体制の構築が求められています。また、早期に発見し、発達状態に適した支援を行うことが重要であり、乳幼児期からのライフステージに応じた継続的な支援が必要となります。

図表14 幼稚園・保育所・学校に望むこと（全体：複数回答）



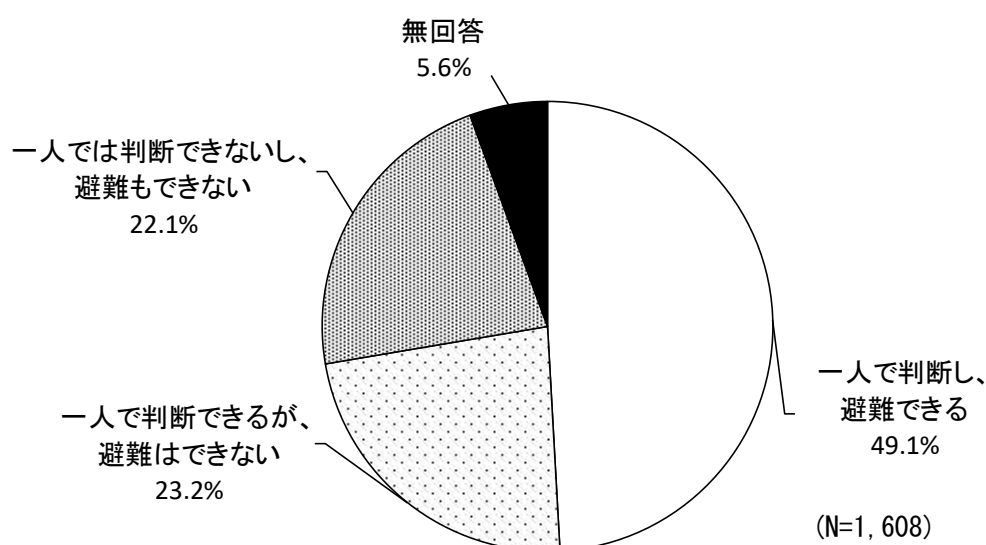
6 災害時に向けた支援体制の充実

障がいのある人への調査によると、災害時に一人で避難できない人が4割を超えています。災害時に備え、障がい者等、災害時の避難に支援を要する人（避難行動要支援者）の避難行動要支援者名簿への登録が重要となりますが、障がいのある人への調査、障がい施策に関する一般市民調査ともに、名簿の認知度は1割弱となっており、避難行動要支援者名簿の周知を進める必要があります。

また、避難行動要支援者を地域で把握し、いざという時のための避難体制を構築する必要があります。

また、障がいのある人への調査によると、災害時の避難所での配慮について、「持病のある人や薬を飲んでいる人への治療の継続」、「高齢者や妊産婦、乳幼児等の体調が変化しやすい人への配慮・支援」が多く求められており、日頃から、地域のさまざまな人を交えた防災・災害対策を進めていく必要があります。

図表15 災害時の避難（全体）

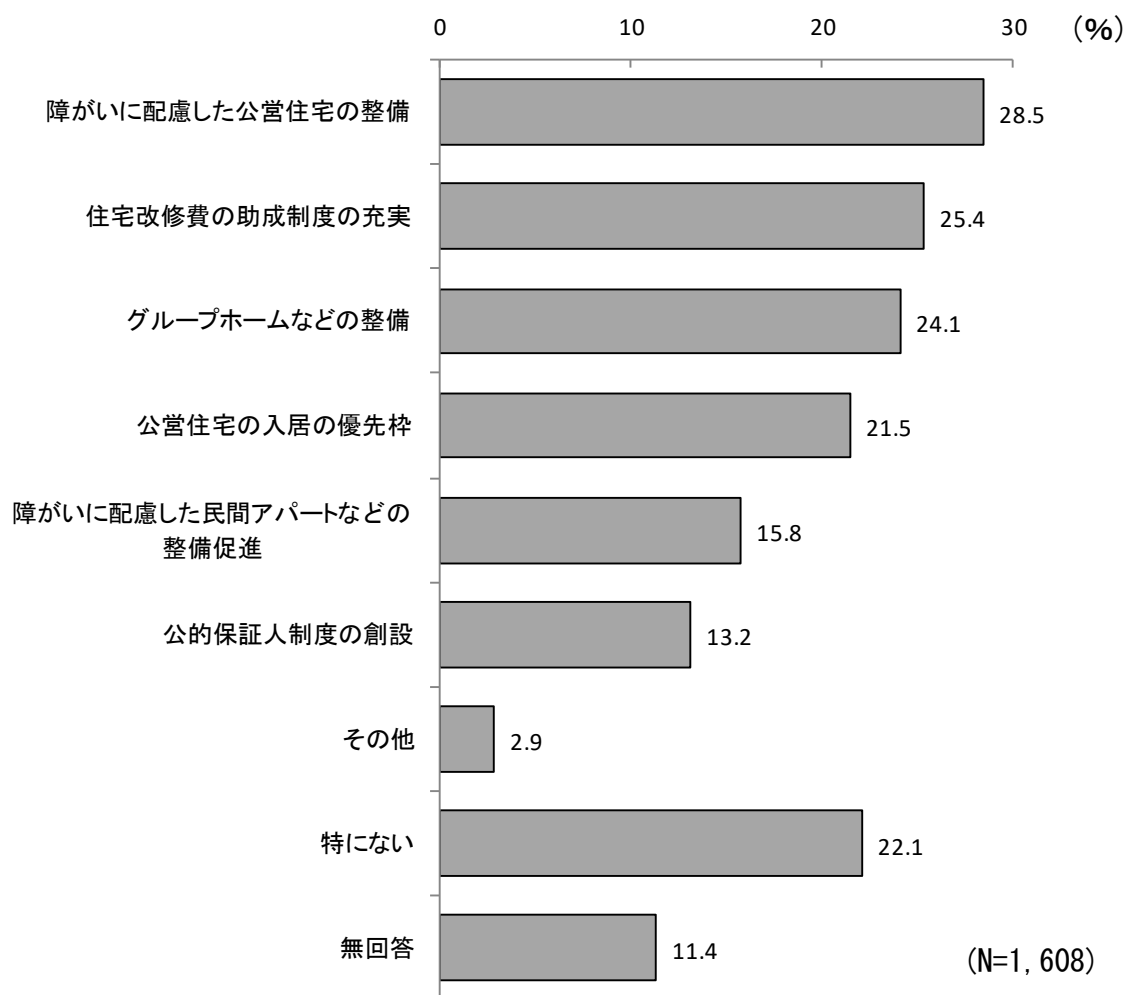


7 地域で暮らし続けるための基盤づくり

障がいのある人への調査によると、市の住宅対策で望むこととして、「障がいに配慮した公営住宅の整備」、「住宅改修費の助成制度の充実」、「グループホームなどの整備」の順に高くなっており、居住生活を支援するサービスの充実が求められています。

また、障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて対応が図られる地域生活支援拠点の整備を推進していく必要があります。

図表16 市の住宅対策について望むこと（全体：複数回答（3つまで））



第3節 現施策の評価から（前回までの施策の総括）

1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して生活していくためには、周囲の人が障がいを正しく理解し、共に地域で生活する仲間として障がいのある人の人権を尊重することが大切です。

平成28年度には国において「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されています。

この法律は「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」として施行されており、第3条には国及び地方公共団体の責務として「障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」とあり、第4条には国民の責務として「障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。」とされています。

それに伴い、小金井市地域自立支援協議会においては、小金井市らしい障がい者差別解消の条例を制定するため、協議が重ねられてきました。

小金井市では、市民に対して障がいのある人に関する正しい知識の啓発活動や理解促進を通し、「障がい」に対する理解を深めるための取り組みを引き続き行っています。

さらに、「心のバリアフリー」を実現し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で共に暮らすようにするためには、幼児期からの福祉教育・交流教育が望まれます。

小金井市では、積極的にこれらに向けた取り組みを行っていますが、今後は、すべてのライフステージで障がいについて学ぶ機会や、障がいのある・なしに関わらず参加できる交流の機会を多く設け、市民の参加を呼びかけていくことが必要です。

2 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり

教育を受けることは、すべての児童生徒にとっての権利であり、本人の主体性や自主性を尊重したものである必要があります。このような教育を進めるためには、インクルーシブ教育システムの考え方のもと、専門機関との連携を図りながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行える体制を充実していくことが必要です。

障がいのある人に向けた雇用・就業環境の改善への取り組みについては、各種施策を推進していますが、社会経済の影響等により依然として厳しい状況にあります。今後も、企業等に対する障がいのある人の雇用や職域の拡大、職業訓練機会の確保、職場への定着フォロー等の支援に向けた働きかけ等、障がいのある人の就業機会の拡大を図っていく必要があります。

また、心身の発達にかたよりや心配のある児童の相談が増加し、療育を必要とする児童が増えています。このような状況に対応するため、小金井市児童発達支援センター「きらり」の児童発達支援事業において、発達支援専門員による療育を必要としている児童とその家族を対象とした、発達に応じた相談支援体制の構築やきめ細やかな療育支援を行っています。

すべての障がいのある人が尊厳を持ち、安心して希望を持った社会生活が営めるよう、障がいのある人のニーズを十分に踏まえながら、多様な社会参加の機会づくりを促進していくことが必要です。

3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

障がい者施策は平成18年度に施行された「障害者自立支援法」に伴い、大きな変化を迎えました。そして、国において平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

障がいのある人が住み慣れた地域の中での生活を続けていくために、在宅福祉サービスをはじめとする地域生活を支えるサービスが必要不可欠です。そのためには居住に関する施策（グループホームをはじめとする地域移行に向けた住宅保障策）の充実をはじめ、医療・リハビリ・在宅支援についてもきめ細かく対応する必要があります。それを支える相談支援事業の果たす役割もますます重要になっており、さらなる充実が望まれます。

「障害者基本法」の改正や「障害者総合支援法」の施行に伴い、難病患者も障がい者の定義に位置づけられ、障害福祉サービスを受けることができるようになりましたが、治療法が確立されていなく、日常生活に多くの困難や課題を抱える病気を抱えていたとしても、「障がい者」とは認められず支援を受けられない方がいる中で、その実態等の把握が充分にはできていないことも課題です。

障がいのある人や家族にとって、健康を維持することは日常生活を送る上で最も大切なことです。そのためには、地域で適切な医療を受けられる事は欠かせないことであり、急性期や慢性期対応などにおいて、それぞれの医療機関の特性を活かした連携で効果的な医

療を提供していくことは、地域の限られた医療資源の有効活用や永続的な医療体制の維持にもつながります。

この実現のためには、障がいのある人を含めた医療を受ける側の理解と協力に加え、地域にある様々な医療機関の連携が必要ですが、特に重度心身障がい児に対する医療ケアについては、体制確保が十分とはいえない状況です。また、発達障がいについても、相談支援体制及び発達支援を行うためのネットワークの確立が求められています。

さらに、医療を受けるための医療費助成については、精神障がい者への適用拡大に向けて国、都の動向を注視しながら対応していく必要があります。

今後も住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、教育や、地域のリハビリテーションに関わるサービス機関や団体をはじめとした地域の助け合いが包括的に連携した地域包括ケアシステムの構築を目指していきながら、発達障がいを含む障がいのある人に対し必要なサービスが十分提供できる体制及び家族に向けた支援体制を整え、地域で安心して暮らせる体制を整えていくことが課題となっています。

4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、情報や移動手段等、参加するための手段の確保が必要です。また、あわせて障がいのある人を介助・支援する方へのケアの重要性も新たな検討課題といえます。

小金井市では、庁舎をはじめ駅やバスなどの公共交通機関、各種公共施設でのスロープやエレベーターの設置など、すべての市民にとってやさしい建物やまちづくりを進めています。

今後も、市民、民間企業等の理解や協力を得ながら、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」を目指した福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

また、障がいのある人は災害時において避難することや情報入手が難しいため、特に配慮が必要です。災害などの緊急時における障がいのある人たちの安全確保を図るため、消防署など関係機関や自主防災組織等と連携をとりながら、情報伝達や避難・誘導、避難所での物資調達などの面でそれぞれの障がいに配慮した防災システムを整備していくことが課題です。

第3章 計画の理念と目標

第1節 計画の理念（小金井市障がい者ビジョン）

小金井市における障がい者ビジョン（向かうべき方向）を次のように定め、ビジョンの実現に向けた基本の方針の展開を図っていきます。

小金井市 障がい者ビジョン

障がいのある人もない人も
それぞれが尊厳ある
ひとりの小金井市民として自立し、
住み慣れた地域で共に支え合いながら、
安心して暮らしていける
共生都市・小金井の実現

第2節 施策推進の基本目標

障害者総合支援法に基づくサービス体系では、障がいの種別に関わらず、区市町村が障害福祉サービスの提供の責務を負うよう一元化されています。

小金井市では、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念に基づき、障がい者ビジョンとして「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、相互に理解し支え合い、共に暮らす「共生社会」の理念のもとに、ビジョンの実現に向け次に掲げる基本の方針と市民アンケートの結果を反映し、施策を推進します。

1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくには、障がいに対する理解とともに地域の中でお互いの顔が見える交流が必要です。これからの地域社会においては、それを構成するすべての一般市民が互いに協力し、支え合うことによる地域福祉システムの確立が不可欠です。

こうした視点から、一般市民と行政との協働により、地域に住むすべての人（障がいのある人もない人も）が住みやすく暮らしやすい社会を築いていくため、障がい特性や障がいのある人を理解し交流できる地域福祉に主体的に取り組むことができる意識づくりを推進します。

2 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり

障がいのある人自身が主体性・自立性をもって社会活動へ積極的に参加できるように、一人ひとりの能力と意思が活かされるよう、障がいのある人自身の選択の幅を広げるなど、本人の立場に立った主体性・自立性を尊重する自立の基盤づくりを目指します。

また、心身の発達にかたよりや心配のある乳幼児を早期に発見し、早期療育・家庭支援等、総合的な支援に取り組む発達支援事業を推進し、生涯にわたり一貫したサービスを受けることのできる体制を整備します。

3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

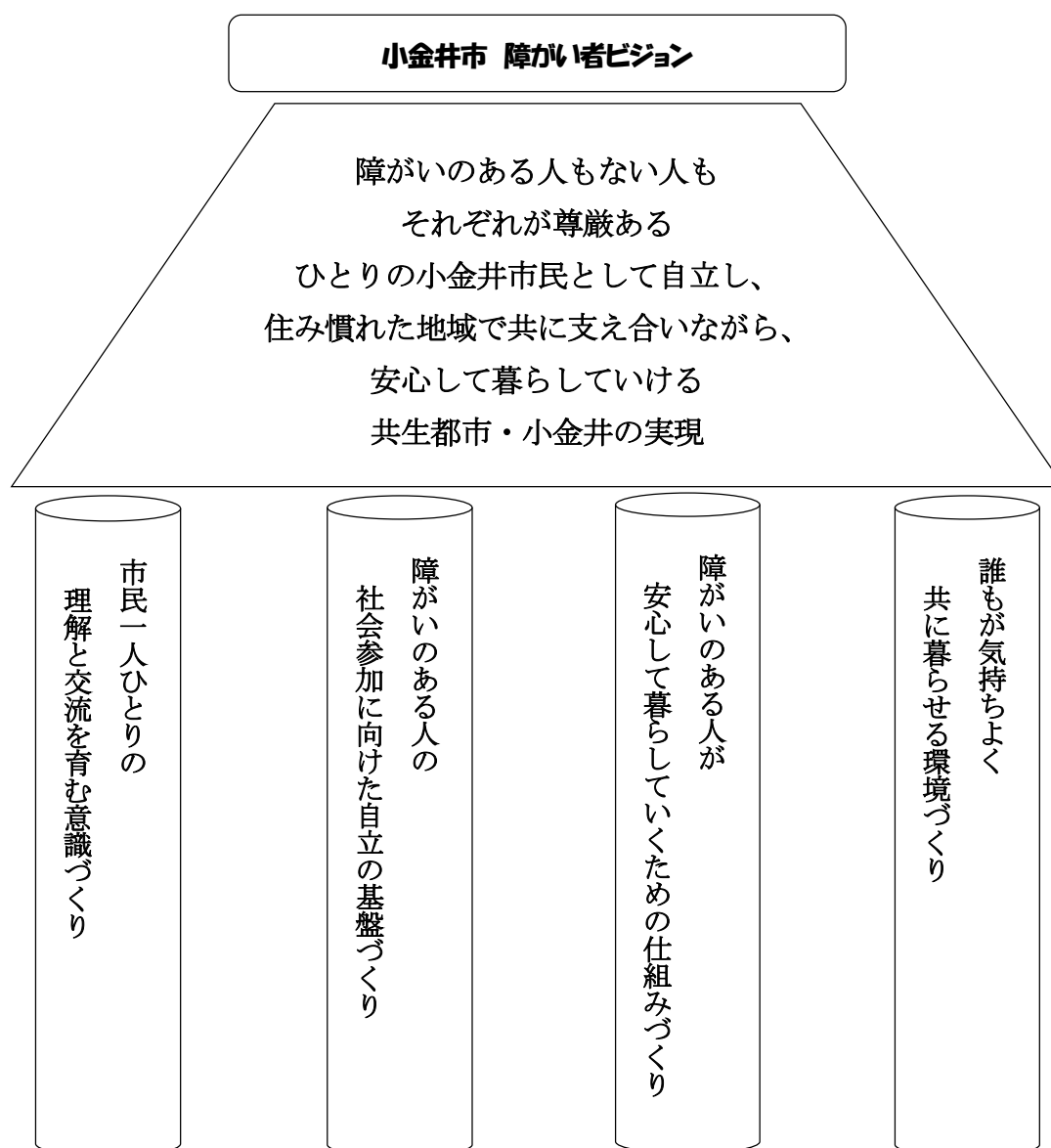
高齢化がますます進行する中で障がいのある人自身の高齢化だけではなく、その介護者の高齢化と言った問題も深刻になってきています。こうした障がいのある人や介助者の高齢化への対応という視点から、高齢者福祉施策等と連携した施策を推進します。

また、障がいの発生時期や原因はさまざまであり、医療・保健との連携により疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療・リハビリテーションを行い、障がいの予防や軽減を行います。

発達障がいについては、乳幼児期からの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の構築を図り、個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で受けられるように施策を実施するなど、発達障がい者支援の一層の充実に向けて、関係部署と連携を取りながら取り組んでいきます。

4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

障がいのある人が住みやすいと思えるまちをつくることは、すべての人が住みやすいと思えるまちをつくることにつながります。障がいのある人を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、自由に社会参加できるバリアフリーのまちづくりを推進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを目指します。



障害者計画・障害福祉計画では、「小金井しあわせプラン」や「小金井市保健福祉総合福祉計画」に基づく上記4つの柱に基づいた様々な施策を達成していく目標を掲げ、施策の推進を図っていきます。

見開き調整用ページ

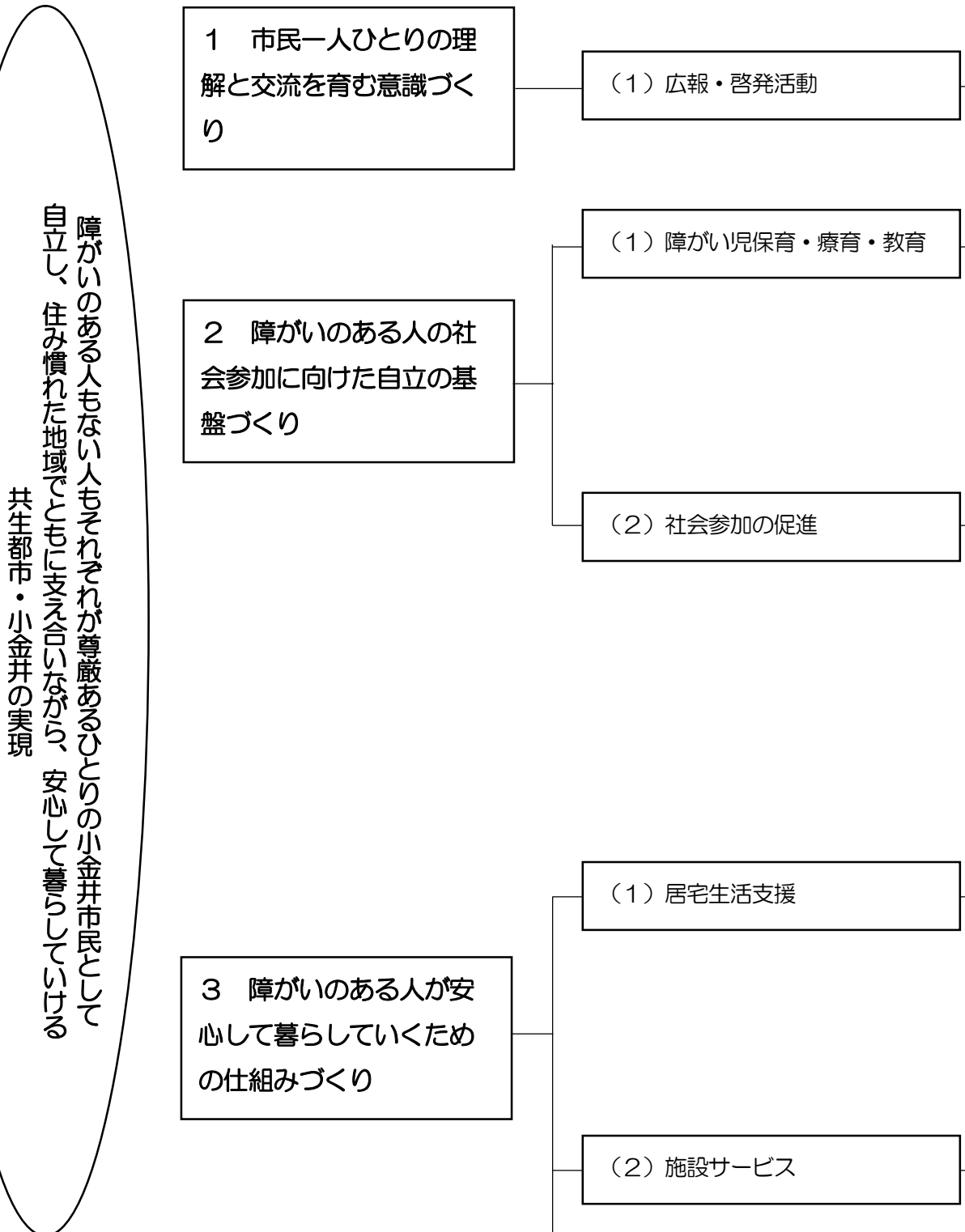
第4章 施策の展開（具体的な取り組みの推進）

第1節 障害者計画の施策の体系図

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



【施策】

【個別事業・取組】

①広報・啓発活動	市民に対する啓発活動の推進／市職員の障がいのある人に対する理解促進／福祉・人権教育の充実／障害者週間行事の開催
②支えあいのネットワーク	関係機関・団体のネットワーク化／サービス事業者の連携
①障がい児保育・療育・教育の充実	特別支援教育の体制づくり／特別支援学校等への就学の支援／特別支援教育の充実／特別支援を要する児童・生徒への支援／教育助成金の支援／児童発達支援センター「きらり」における事業の推進／障がい児保育の推進／障がい児学童保育の充実／放課後活動の充実
①雇用・就労の促進	就職活動の支援／市での障がい者雇用の拡大／市での職場実習の受け入れの検討／福祉売店の充実／市の業務の委託促進／障がい者雇用の促進／一般企業等の職場実習の開拓／社会適応訓練の利用支援／契約における障がい者雇用確保のための検討／中間的就労の場づくりの検討
②多様な社会参加の機会づくり	障がいのある人の自立をめざす学習の充実／障がい者スポーツの支援／車いす農園の充実／選挙投票への支援／文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援
①自立支援給付	訪問系サービス事業（自立支援給付）／日中系サービス事業（自立支援給付）／補装具費の給付（自立支援給付）
②地域生活支援事業	コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）／日常生活用具費給付（地域生活支援事業）／移動支援事業（地域生活支援事業）／日中一時支援事業（地域生活支援事業）／訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）
③その他事業	精神障がい者デイサービス事業／重度脳性麻痺者介護事業／心身障がい者介護人派遣事業／福祉電話貸与事業／寝具乾燥サービス事業／配食サービス事業／パソコンの活用支援
①施設サービスの充実	入所系サービス事業／通所系サービス事業

【基本理念】

障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らしていける共生都市・小金井の実現

【基本目標】

3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

【基本施策】

(3) 相談支援・情報提供体制

(4) 保健・医療

(5) 経済的支援

(6) サービス利用に結びついていない人への支援

(1) 自由な移動の確保

(2) 住まいの確保・整備

(3) 心の健康

【施策】

【個別事業・取組】

①相談支援体制の充実	市の自立生活支援課の窓口／障害者地域自立生活支援センター／地域活動支援センター／障がい者相談員活動の実施／ケアマネジメント（個別の支援計画）の拡充／ケアマネジメント従事者（相談支援専門員）の養成
②情報提供体制の充実	「障がい者福祉のてびき」の発行／「声の広報」の製作／「声の議会だより」の製作／公共施設における情報提供／幅広いコミュニケーションのできる職員の養成等／審議会等への手話通訳者の配置／公的発行物への点字等整備／点字図書を提供／対面朗読の実施／デージー図書への対応／音声媒体・テキストファイルによる情報提供／市のホームページでの情報提供
①保健・医療の充実	医療・リハビリテーション相談の充実／療育相談／歯科相談／障がいの早期発見・療育／障がい者健康診査／医師による訪問健康診査／重度障がい者（児）・在宅難病患者への訪問看護／精神保健医療相談／リハビリテーション体制の整備
②医療に対する助成	心身障害者（児）医療費の助成／自立支援医療の充実
①手当等の支給	障害基礎年金・特別障害給付金／特別障害者（児）手当の支給／特別児童扶養手当の支給／東京都重度心身障害者（児）手当の支給／児童育成手当（障がい）の支給／心身障害者福祉手当の支給／難病者福祉手当の支給
②諸料金等の助成	障がい者（児）日常生活用具費の自己負担分の助成／診断書料の助成
③料金などの減免	下水道料金の減免／軽自動車税の減免
①サービス利用に結びついていない人への支援	高次脳機能障がいへの対応／障がい者手帳を持たない要支援者への支援／サービス利用に結びついていない人に対する支援策の制度化についての働きかけ／発達障がいへの対応
①自由な移動の確保	タクシー代やガソリン費の助成／自動車教習費用の助成／自動車改造費用助成／各種交通機関の運賃及び通行料の割引／ハンディキャブ運行等の支援
①住まいの確保・整備	グループホームの整備／市営住宅の優先申込／公的保証人制度等の検討／公営住宅のバリアフリー化／重度身体障害者（児）住宅設備改修／重度知的障害者（児）住宅設備改修の検討／住宅相談の充実
①こころの健康づくり	こころの健康づくり（新規）／自殺予防に向けた取り組みの推進（新規）

第2節 障がい者施策（事業）の展開について

「障害者計画」は、中期・長期的視点から障がい者施策の方向性を定め、平成35年度までに達成していく事業を掲げ推進しています。本計画の見直しに際し、障がい者施策（事業）の現状と今後の方向性は以下のとおりです。

※ 施策の現状について、「達成」は事業内容の目的を達成することができたもの、「継続」は事業内容を行っており、引続き継続していくもの、「廃止」は廃止したもの、「未実施」は計画したものの実施できていないものを意味しています。

※ 施策の今後の方向性について、「充実」は現状からさらに事業を充実させて推し進めて行くもの、「継続」は現状から継続して同様に事業を進めて行くもの、「改善」は事業の現状からして、改善が求められるもの、「検討」は市の事業としてこのまま行うべきかの判断を要するものを意味しています。

基本目標1 市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

基本施策（1） 広報・啓発活動

① 広報・啓発活動の充実

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 市民に対する啓発活動の推進	障がいのある人が誤解や偏見等により社会的不利を受けることがないよう市民に障がい特性に関する啓発活動を推進し、「小金井市障害者差別解消条例（障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会をめざす小金井市条例（仮））」の周知を促します。 また、障がいのある人に対する理解促進のため、今後も障害者週間のさらなる充実を図り、出前講座などを活用した市民に対する学習の場を提供するとともに、障がいのある人との交流の場の提供を促進します。	講座や学習会等の市報・ホームページへの掲載件数	継続	充実	自立生活支援課

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
2 市職員の障がいのある人に対する理解促進	市のすべての職員が、障がいがある人の特性や合理的配慮の必要性について理解を深めることができるよう職員課等と連携をとりながら、引き続き管理職を含めた職員研修を実施していきます。 また、新入職員向けに、自立生活支援課職員から、研修時に説明を行い、理解促進を図っています。	実施状況	継続	継続	職員課・自立生活支援課
3 福祉・人権教育の充実	小・中学校の教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、車椅子、点字、手話、ブラインドサッカーなどの体験的な学習を取り入れた福祉教育を推進します。 また、特別支援学校との交流、地域に居住する特別支援学校に在籍する児童・生徒との交流、特別支援学級と通常の学級の交流を通して福祉・人権教育の充実を図ります。	福祉に関する学習を実施した学校数・障がいのある方との交流を実施した学校数	継続	継続	指導室・自立生活支援課
4 障害者週間行事の開催	障害者週間をさらに広く周知していくため、市報や掲示板及び情報機器等を活用し、また、市民の理解と関心を深めるためにも、内容（講演・催し・作品展等）の見直し等を図り、障がいのある人の社会参加への意欲が高まるよう努めます。	イベント開催回数・アンケート回収数	継続	充実	自立生活支援課

② 支えあいのネットワーク

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 関係機関・団体のネットワーク化	小金井市地域自立支援協議会を中心として、今後も障がいのある人の支援に当たっては、福祉・保健・医療・就労・教育等の関係機関、障がい者団体、ボランティア・NPO団体等が緊密に連携できるように努めます。 また、困難事例対応やネットワークづくりにも対応を図っていきます。	地域自立支援協議会実施回数	継続	継続	自立生活支援課
2 サービス事業者の連携	市内のサービス提供事業者が、定期的に集まる連絡会等を開催しています。今後も各事業者のサービスの質の向上を図ることを目的に、市が監督や指導を行いつつ一層の支援をしていきます。	連絡会実施回数	継続	継続	自立生活支援課

基本目標2 障がいのある人の社会参加に向けた自立の基盤づくり

基本施策(1) 障がい児保育・療育・教育

① 障がい児保育・療育・教育の充実

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 特別支援教育の体制づくり	東京都が示している「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」を踏まえて、特別支援教育研修会等の教員研修の充実、各校の校内委員会の充実、小金井特別支援学校との連携強化等、特別支援教育の充実を図ります。 特別支援教室の円滑な導入を行い、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒が、障がいの状態に応じた必要な指導・支援が受けられる体制の整備を推進します。	特別支援教育に関する研修の実施回数	継続	継続	指導室・自立生活支援課
2 特別支援学校等への就学の支援	児童・生徒の心身の障がいの状態や発達の状況に応じて適切な教育を受けることができるよう、東京都の就学相談システムに準じ就学相談を実施し、特別支援学校・特別支援学級・通常学級(通級使用含む)の就学に際して必要な支援を実施します。	就学相談件数	継続	継続	学務課
3 特別支援教育の充実	発達障がい等があり、集団生活に適切にくい児童・生徒が、在籍の学級で適切な指導やサポートを受け、周りの子どもたちと良好な関係が築けるよう支援します。また、特別支援学級推進委員会を定期的に開催し、特別支援教育に関する課題解決や内容の充実を図るとともに、特別支援教育に関する実践的・専門的な研修を実施し、特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室を担当する教員の指導力の向上を図ります。	通級指導学級・特別支援教室を利用した児童・生徒数	継続	継続	指導室
4 特別支援を要する児童・生徒への支援	特別支援学級在籍者の通学にあたっては、小学校(1年~3年生対象)にスクールバスを運行し、自力登校の小学校高学年及び中学生には交通費を支給しています。また、特別支援学級(知的)に在籍しスクールバスを利用していない児童・生徒に対し、GPSを貸与しています。	スクールバス運行台数・GPS件数・交通費	継続	継続	学務課
5 教育助成金の支援	教育助成金は就学猶予免除者に対するもので、支給を通じて学校へ行くことが困難で自宅学習している児童・生徒を支援します。	教育助成金受給人数	継続	継続	学務課

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
6 児童発達支援センター「きらり」における事業の推進	児童発達支援センター「きらり」は児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業、外来訓練事業及び親子通園事業等を実施し、0歳から18歳未満までの心身の発達において特別な配慮が必要な児童並びにその家族に対し必要な支援を行います。 また、地域への支援として講演会並びに研修会等を開催し、発達に関する知識の普及啓発にも努めます。	通所人数	継続	継続	自立生活支援課
7 障がい児保育の推進	障がい児保育受入枠及び障がい児保育対象年齢の拡充、障がい児保育の保育時間の延長、通常保育を実施している中で、障がいや心身の発達にかたよりや心配のある子どもに対する支援を実施しています。	障がい児保育受け入れ園数	達成	継続	保育課
8 障がい児学童保育の充実	平成27年度から障がいのある児童の受入上限数を撤廃し、受入環境の向上を図りました。 また、現在小学校4年生までとしている受入学年については、拡充を検討します。 巡回相談は、担当の指導員による学期に1回の実施を継続し、今後も関係各所との連携を図りながら、適切な保育に努めてまいります。	入所申請件数に対する受入割合	継続	継続	児童青少年課
9 放課後活動の充実	心身の発達において特別な配慮が必要な学齢児の放課後活動の場として、民間事業所のみならず児童発達支援センターにおいても放課後等デイサービス事業を実施しています。利用希望者及び事業所ともに増加しておりますが、サービスの質を確保しつつ、供給量を増やせるよう推進していきます。	放課後デイサービス利用者数等⇒障害福祉計画	継続	改善	自立生活支援課

コラム欄

基本施策（2） 社会参加の促進

① 雇用・就労の促進

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 就職活動の支援	障害者就労支援センターでは、相談件数や就労件数が増加傾向にあります。 今後は、就労の地域開拓の一層の促進やハローワークなどの関係機関と連携をとりつつ、障がい者就労支援の拡大に努めます。 また、手帳を取得できない何らかの支援が必要な人についても就労支援に関するニーズを把握し、適切な就労支援の在り方について検討していきます。	相談件数・就労人数	継続	充実	自立生活支援課
2 市での障がい者雇用の拡大	現在、市の障がい者雇用の状況は法定雇用率は満たしているものの、職員採用試験での採用枠は多くはありません。障がいのある人が市職員として働くことができるよう、職場環境の整備に努めるとともに、積極的に採用していくことを検討します。	採用数（又は職員数に占める割合）	継続	継続	職員課
3 市での職場実習の受け入れの検討	市役所での職場実習については定期的に行っていますが、今後は、庁内の各職場に実習生が配置できるよう、仕事の洗い出しや職員の意識をさらに高めていく必要があります。障がいのある人の職場実習を受け入れる体制を整備し、一般就労への移行を支援します。	職場実習件数、参加人数等	継続	継続	職員課・自立生活支援課・関係各課
4 福祉売店の充実	現在、栗山公園健康運動センター、障害者福祉センター、貫井北センターにおいて福祉売店を展開し就労支援に努めていますが、今後も販売経路の確保について検討していきます。	売店数（作品や製品を置いてくれる場所）	継続	継続	自立生活支援課・関係各課
5 市の業務の委託促進	現在市では、障がい関係事業所に公園やトイレ清掃等の業務委託をしていますが、障がい関係事業所に対して優先的に業務委託するかどうかは、各部署の裁量にゆだねられています。障がいのある人の福祉的就労の場の充実を図るため、市の業務の委託を促進できるよう、国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律の趣旨に鑑み、全庁的な取り組みに努めます。	契約件数・金額	継続	継続	自立生活支援課・関係各課

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
6 障がい者雇用の促進	<p>障害者就労支援センターが中心となり、ハローワーク等関係機関と連携をとりつつ障がい者雇用の促進に取り組みます。</p> <p>また、地域開拓促進コーディネーターや就労支援・生活支援コーディネーターを設置し、地域雇用の掘り起こしや生活支援もあわせて行い、働きやすい環境づくりを目指します。</p>	相談件数・コーディネーター件数	継続	継続	自立生活支援課
7 一般企業等の職場実習の開拓	<p>一般企業や福祉関連施設等に対しても、障がいのある人への理解・協力を求め、職場実習を行ってもらえるよう障害者就労支援センターを中心に働きかけを行っていきます。</p>	企業相談件数・企業対応件数・コーディネーター件数	継続	継続	自立生活支援課
8 社会適応訓練の利用支援	<p>精神に障がいのある人が事業所における訓練を通じて、社会生活に必要な能力を高め、自立することができるよう、東京都が実施する社会適応訓練事業などについて、利用に関する相談・情報提供に努めます。</p>	社会適応訓練事業参加者数・相談件数・周知件数	継続	継続	自立生活支援課
9 契約における障がい者雇用確保のための検討	<p>障がいのある人の雇用確保のため、市の業務契約における障がい関係事業所への随意契約の拡充を図るとともに、障がい者雇用企業等を優遇できるよう検討します。</p>	契約件数・金額	継続	継続	管財課
10 中間的就労の場づくりの検討	<p>障害者総合支援法では中間的就労の場として、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型事業が制度化されています。多くの障がいのある人が一般就労につながるよう障害者就労支援センターやハローワーク等、労働関係機関と協力連携し、一般就労への移行支援及び移行後のフォローアップ支援を積極的に行う事業所の確保に努めます。</p>	就労移行支援、就労継続支援A型及びB型事業事業所数	継続	充実	自立生活支援課

② 多様な社会参加の機会づくり

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 障がいのある人の自立をめざす学習の充実	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、知識・技術を習得できる場を提供します。出前講座による講師派遣・パソコン教室の開催、公民館で行っている青年学級の開催など、学習の場の設定や情報提供に努めます。	公民館等の出前講座件数、センターGPでのパソコン講座の回数	継続	継続	自立生活支援課・関係各課
2 障がい者スポーツの支援	スポーツ教室事業の中で障がいのある人を対象に、水泳教室を開くなどスポーツ活動の充実に努めています。 今後もスポーツ教室の回数を増やすなど、障がいのある人が気軽に参加できるスポーツ活動の充実に努めます。	スポーツ教室の回数及び参加人数	継続	充実	生涯学習課
3 車いす農園の充実	車いす区画を設置していた「ひがし市民農園」が平成28年3月末日をもって閉園となりました。今後については、都市農業振興基本法の基本理念を踏まえ障がいのある人が利用しやすい区画の設置を検討していきます。	障がいのある人が利用しやすい区画の設置検討	廃止	検討	経済課
4 選挙投票への支援	障がいのある人が期日前投票や代理、点字投票等を支障なく行えるように努めます。また、視覚障がい者に対する投票案内方法等について、個人情報保護に十分配慮し、選挙管理委員会で協議していきます。	実施状況	達成	充実	選挙管理委員会
5 文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援	土曜日等に、障がいのある児童・生徒を対象に、文化・スポーツ・レクリエーション活動事業を実施し、豊かで充実した地域活動の促進を図ります。	文化・スポーツ・レクリエーション活動事業の参加人数	継続	充実	生涯学習課

基本目標3 障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

基本施策（1） 居宅生活支援

① 自立支援給付

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 訪問系サービス事業（自立支援給付）	訪問系サービス事業には、居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援などがあります。居宅介護は在宅生活を送る上で基本となるサービスです。そこで、身体介護・家事援助・通院等介助についてサービスの質的・量的な充実を図るとともに、制度の適正を維持し、啓発に努めます。 障害者総合支援法に基づき、東京都の指定を受けた事業所が適正なサービスを利用者に対して提供ができているか、監督体制を強化していきます。	訪問系サービス事業所数⇒障害福祉計画	継続	継続	自立生活支援課
2 日中系サービス事業（自立支援給付）	日中系サービス事業には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所などがあり、ひとつないし複数の事業を利用することができます。児童デイサービスについては、制度改正により24年度から児童福祉法の児童発達支援に再編され、障がい児が身近な地域で支援を受けられる体制になりました。	日中系サービス事業所数⇒障害福祉計画	継続	継続	自立生活支援課
3 補装具費の給付（自立支援給付）	身体に障がいのある人への補装具費の支給を行います。身体障がい者（児）の仕事、及びその他日常生活の能率向上を図ることを目的としており、必要不可欠なものとなっています。東京都の判定が必要なものや区市町村が判断し支給できるものがあります。	補装具費支給件数	継続	継続	自立生活支援課

② 地域生活支援事業

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 コミュニケーション支援事業 (地域生活支援事業)	聴覚障がい者等の社会生活上の円滑なコミュニケーションが確保できるよう手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。利用者が限定されている現状にあり、より一層の事業の周知徹底に努めます。	派遣回数⇒ 障害福祉計画	継続	継続	自立生活支援課
2 日常生活用具費給付(地域生活支援事業)	障がいのある人への日常生活を容易にすることを目的として日常生活用具費の支給を行います。技術革新などによって種目がニーズに合わなくなっているものもあり、随時見直しが必要です。難病者に対しても給付を実施していますが、周知不足からか利用が少ない現状です。今後は周知徹底に努めます。	利用件数⇒ 障害福祉計画	継続	継続	自立生活支援課
3 移動支援事業 (地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要な外出や余暇活動及び社会参加を目的とした外出のための支援を行います。利用者からは通勤、通所、通学の対象化や、また長期休暇期間の支給時間増の要望等があり今後も国の動向を注視し検討していきます。	利用件数⇒ 障害福祉計画	継続	充実	自立生活支援課
4 日中一時支援事業(地域生活支援事業)	障がいのある人の日中活動の場を提供するとともに、家族のための就労支援やレスパイトを行います。市内で日中一時支援事業を行っている事業所は、桜町児童ショートステイと障害者福祉センターの2箇所しかなく、ニーズに応じた新たな事業所の参入促進を進めるよう努めます。	利用件数⇒ 障害福祉計画	継続	充実	自立生活支援課
5 訪問入浴サービス事業(地域生活支援事業)	家庭での入浴が困難な重度の身体に障がいのある人に、入浴巡回車を派遣し組立式浴槽を使って在宅での入浴介助を実施します。年間5人程度の利用を見込んでいます。	利用件数⇒ 障害福祉計画	継続	継続	自立生活支援課

③ その他事業

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 精神障がい者デイサービス事業	回復途上にある精神に障がいのある人が対人関係や日常生活に必要な技術を習得し、社会復帰、社会参加することができるよう支援を行います。主に栗山公園健康運動センターを実施場所とし、利用者のニーズに応じたプログラムを展開しています。	件数	継続	充実	自立生活支援課
2 重度脳性麻痺者介護事業	20歳以上の重度脳性麻痺者が介護を受けることにより、生活圏の拡大を図るとともに、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図られることを目的としています。東京都助成分に市上乗せ分をあわせて助成を行っています。	利用件数	継続	継続	自立生活支援課
3 心身障がい者介護人派遣事業	在宅の障がい者を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭での介護が困難になった場合、市に登録した介護人を派遣します。障害者総合支援法における代替サービスが確立されていることを踏まえ、事業の縮小、廃止を検討する必要があります。	利用件数	継続	検討	自立生活支援課
4 福祉電話貸与事業	外出困難な重度身体障がい者に対し、電話機を貸与するとともに電話料金を助成します。携帯電話等の普及に伴い、現状での利用者は少数となっており事業の縮小、廃止を検討する必要があります。	利用件数	継続	検討	自立生活支援課
5 寝具乾燥サービス事業	寝具乾燥が困難な障がい者に対し、寝具乾燥車により寝具乾燥を行います。現状での利用者は少人数となっており、周知徹底を図りつつ、事業の縮小、廃止を検討する必要があります。	利用件数	継続	検討	自立生活支援課
6 配食サービス事業	在宅の精神障がい者に配食サービス事業を提供することにより、その自立と食生活の質の確保を図り、あわせて安否の確認を行うことを目的として行っています。	利用件数	継続	継続	自立生活支援課
7 パソコンの活用支援	現在、障害者福祉センターでパソコン講座の開催をしていますが、民間団体の支援まで至っていません。今後は、障がいのある人のパソコン活用に関する民間団体の支援を検討します。	講座開催回数	継続	継続	自立生活支援課

基本施策（2） 施設サービス

① 施設サービスの充実

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 入所系サービス事業	<p>居住系サービス事業には、施設入所支援・介護サービスを含む共同生活援助（グループホーム）がありますが、市内には入所施設がないため、施設での生活を余儀なくされている人は他市の入所施設を利用しているのが現状です。</p> <p>障がいのある人の地域移行が求められる中、グループホームなどの居住環境の整備・充実を進めていきます。</p>	グループホーム数⇒障害福祉計画	継続	充実	自立生活支援課
2 通所系サービス事業	<p>通所系サービス事業には、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）がありますが、市内には利用希望が高い知的障がい者が通う生活介護事業所が不足しており、充実していく必要があります。</p> <p>また、国が求める就労移行、就労継続支援A型事業所の拡充など障がいのある人の就労支援の抜本的強化も求められています。</p>	通所系サービス事業数⇒障害福祉計画	継続	充実	自立生活支援課

基本施策（3） 相談支援・情報提供体制

① 相談支援体制の充実

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 市の自立生活支援課の窓口	自立生活支援課では、3障がいあわせた相談支援を行っています。窓口では保健師2名、精神保健福祉士を4名配置し、専門的な相談等に対応しています。 また、市ホームページ上から相談メールを送ることができ、迅速な対応をするよう努めています。	職員配置状況	継続	充実	自立生活支援課
2 障害者地域自立生活支援センター	障害者地域自立生活支援センターでは、相談専門員やピアカウンセラーによるきめ細かい相談支援を行っています。今後は虐待や権利擁護を含めた障がいのある人の生活全般に関わる相談にも対応できるよう、障害者地域自立生活支援センターの機能のさらなる充実に努めます。	相談件数	継続	充実	自立生活支援課
3 地域活動支援センター	地域活動支援センターでは、きめ細かい相談に基づき、利用者の社会参加の促進を図るため、ニーズに応じたプログラムを展開し、社会適応訓練や日常生活支援、地域交流活動等を実施しています。事業内容や職員配置等によってⅠ～Ⅲ型までのタイプがあります。	相談件数	継続	継続	自立生活支援課
4 障がい者相談員活動の実施	障がいのある人やその家族が自己の経験に基づいて、障がいのある人等の相談（ピアカウンセリング）を行います。さまざまな相談内容や相談者に対応でき福祉制度等に精通した相談員が必要であるため、研修や情報交換等を行い相談員のスキルアップに努めます。	ピアカウンセリングの件数	継続	充実	自立生活支援課
5 ケアマネジメント（個別の支援計画）の拡充	指定特定相談支援事業者は、障がいのある人の必要性に応じてサービス利用計画を作成するサービス（計画相談支援）を提供し、作成費を市に請求することができます。法改正によりサービス利用計画の提出が義務付けられたことから、計画相談支援を利用する人は増加してきています。さらなる利用者拡大のためには、指定特定相談支援事業所の拡充が必要です。	指定特定相談支援事業所数	継続	充実	自立生活支援課

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
6 ケアマネジメン ト従事者（相談 支援専門員）の 養成	障害者総合支援法では自立支援給付にサービス利用計画作成費が位置づけられており、ケアマネジメントが制度化されています。今後もサービス利用計画作成対象者が拡大され需要が増加することが見込まれるため、東京都と連携しながらケアマネジメント従事者（相談支援専門員）の養成に努めます。	ケアマネジ メント従事 者（相談支援 専門員）数	継続	継続	自立生 活支援 課

② 情報提供体制の充実

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 「障がい者福祉 のてびき」の発 行	最新の情報提供のため2年に1回の大幅な内容変更と、その他随時細かい内容変更に対応しています。また、市ホームページ上でも閲覧できるようになっています。今後も障がい者福祉施策に関わる制度全般について網羅した「障がい者福祉のてびき」の情報を更新し、情報を必要とする人に広く提供できるように努めます。	ホームペー ジ掲載（更 新）回数	継続	継続	自立生 活支援 課
2 「声の広報」の 製作	電話による案内・市報掲載等により、「声の広報」（デイジーCD、オーディオCD、市HPに掲載による広報）の普及に努めます。声の広報は「対面朗読の会」の協力により録音しており、平成29年5月現在、17人の利用者がいます。今後も更なる利用促進に努めます。	利用者数	達成	充実	広報秘 書課
3 「声の議会だよ り」の製作	市議会定例会または臨時会開催後に発行される「こがねい市議会だより」を市内のボランティアグループの方がデイジーCD等に収録し、「声の議会だより」として視覚障がい者へ郵送しています。 今後も周知徹底により、より多くの人に利用してもらうよう努めます。	利用者数	継続	継続	議会事 務局
4 公共施設におけ る情報提供	身近なところで情報を入手できるよう、行政や民間団体が提供するサービスや催し物に関する冊子やパンフレットを市役所庁舎はもちろんのこと、保健センター、障害者福祉センター、図書館等、障がいのある人が随時訪れる場所で欲しい情報が得られるよう努めます。	実施状況	継続	継続	広報秘 書課・自 立生活 支援 課・関係 各課

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
5 幅広いコミュニケーションのできる職員の養成等	現在、手話のできる職員については、自発的に取り組んでいただくものとして、有志による自主研修の形で progressing しています。今後は職員課等とも調整しながら、聴覚障がい者の申請手続き等の支援を行うため、手話だけでなく、筆談の研修などを行うなど、総合的な窓口対応向上について検討していきます。	実施状況	未実施	改善	職員課・自立生活支援課
6 審議会等への手話通訳者の配置	市民参加条例の理念から、聴覚障がい者も傍聴可能な会議を傍聴できるようほとんどの課において手話通訳者を配置するよう努めています。 今後も公的で傍聴可能なすべての会議について、手話通訳者を配置するよう努めます。	件数	継続	充実	自立生活支援課・関係各課
7 公的発行物への点字等整備	公的に発行された印刷物について、視覚障がい者には点字やSPコード付随の文書を個別に送付しています。今後は活字読み上げ装置の公共施設等設置の充実を目指します。	件数	継続	継続	自立生活支援課
8 点字図書の提供	定期的に点字図書の供給をしていますが、利用が少ないため利用者への周知に努め、サービスの普及を進めます。	点字図書の件数	継続	継続	図書館
9 対面朗読の実施	対面朗読の充実を図るとともに、幅広い利用者への周知ができるよう努めます。	対面朗読室の利用件数	継続	継続	図書館
10 デジター図書への対応	「対面朗読の会」の協力により、デジター図書を作成しています。今後、既存テープのデジター化や、利用者へのデジター機器の貸し出し、他区市町村との協力を行うことで、デジター図書のさらなる充実に努めていきます。	デジター図書の蔵書数及び貸出数	継続	継続	図書館
11 音声媒体・テキストファイルによる情報提供	視覚障がい者の情報入手を支援するため、印刷物の情報をデジターCD等の音声媒体やテキストファイル（パソコンの音声変換ソフトを使用し、情報を入手できるようにするため）で提供します。市ホームページや市報、議会だより等対応していますが、今後も必要なものに関して提供できるよう努めます。	件数	継続	継続	議会事務局・広報秘書課・図書館・自立生活支援課・関係各課
12 市のホームページでの情報提供	インターネットを活用することにより、誰もが容易に情報を入手できるようホームページ機能（申請書のダウンロード、検索機能など）の使い易さの向上に努めます。	実施状況	継続	継続	情報システム課

基本施策（4） 保健・医療

① 保健・医療の充実

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 医療・リハビリテーション相談の充実	障がいのある人が適切な医療やリハビリテーションを受けることができるよう医療機関窓口や市内の医師会、歯科医師会等と連携しながら相談支援します。 また、医療的ケアが必要な障がいのある人の支援については、人材の配置や体制づくりを国や東京都に要望し、市としても検討していきます。	実施状況	継続	継続	健康課・自立生活支援課
2 療育相談	障がいのある児童や、疾病により長期に療養を要する児童を対象に、専門員による相談や指導を行います。また、自主グループの支援や講演会を実施します。	相談件数か、連携会議の件数	継続	継続	保健所・自立生活支援課
3 歯科相談	かかりつけ歯科医がいない方に対して、歯科医師会と連携して、かかりつけ医の紹介を行っています。また、障がい者（児）の施設において、口腔健康維持のためのアドバイスを行っています。	相談件数・対応件数	継続	継続	健康課・自立生活支援課
4 障がいの早期発見・療育	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障がいを早期発見し、その障がいにあった適切な支援を行い、障がいの早期発見・療育ができるよう、母子への健康診査と保健指導の充実に努めます。	乳幼児経過観察健康診査、乳幼児発達健康診査、1歳6か月経過観察健康診査（心理）、3歳児経過観察健康診査（心理）の人数	達成	継続	健康課・自立生活支援課
5 障がい者健康診査	16～39歳の障がいのある人を対象に集団方式で健康診査を実施しています。必要に応じて、内容について適宜検討しながら、引き続き、保健センターで集団健康診査を行っています。	健康診査件数	継続	継続	健康課
6 医師による訪問健康診査	小金井市の国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者であり、40歳以上の在宅重度障がい者は、希望により家庭に医師が訪問し、健診を行います。	件数	達成	充実	保険年金課

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
7 重度障がい者（児）・在宅難病患者への訪問看護	保健所において、保健師や看護師が訪問し、看護及び相談・助言などを行っています。医療依存度の高い重度障がい者（児）が増えており、医療・保健・福祉・教育のネットワークによる支援が今後ますます重要になっています。	件数	継続	継続	保健所
8 精神保健医療相談	保健所では未治療・治療中断、対応困難ケースの相談や、アルコール・思春期などの専門的相談を中心に相談・助言・支援を行っています。専門医による相談・指導とともに関係機関と連携しながら実施します。	相談件数・対応件数	継続	継続	保健所・自立生活支援課
9 リハビリテーション体制の整備	障害者福祉センターで、障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）を行っています。障がいに起因する多様なニーズに応じたリハビリテーションが受けられることを周知し、利用者がより使いやすい機能を持たせていきます。	利用件数	継続	充実	自立生活支援課

② 医療に対する助成

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 心身障害者（児）医療費の助成	国民健康保険や組合健康保険などの公的な医療保険に加入している一定の障がいのある人に対して、医療機関に支払う自己負担金の助成を行います。	利用件数	継続	継続	自立生活支援課
2 自立支援医療の充実	障害者総合支援法においても引き続き、育成医療・更生医療・通院医療費公費負担制度は自立支援医療となります。原則1割負担ですが、所得等に応じて負担軽減策を講じています。	利用件数	継続	充実	自立生活支援課

基本施策（5） 経済的支援

① 手当等の支給

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 障害基礎年金・特別障害給付金	障害年金の制度について相談者にわかりやすく説明をし、受給につなげられるよう相談体制の充実を図ります。	相談件数・請求件数	達成	継続	保険年金課
2 特別障害者(児)手当の支給	在宅の重度障がい者(児)で、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給します。(国制度)	支給件数	継続	継続	自立生活支援課
3 特別児童扶養手当の支給	20歳未満で、知的または身体に中度以上の障がいのある児童を扶養する父母または養育者に対して手当を支給します。(国制度)	支給件数	継続	継続	自立生活支援課
4 東京都重度心身障害者(児)手当の支給	在宅で、著しく重度の知的または身体障がい者(児)に対して手当を支給します。	支給件数	継続	継続	自立生活支援課
5 児童育成手当(障がい)の支給	20歳未満で、知的または身体に重度の障がいがある児童を扶養する父母又は養育者に対して手当を支給します。	支給件数	継続	継続	子育て支援課
6 心身障害者福祉手当の支給	身体障がい者手帳、愛の手帳所持者、脳性まひまたは進行性筋委縮症の方に障がいの程度等に応じ手当を支給します。	支給件数	継続	継続	自立生活支援課
7 難病者福祉手当の支給	原因が不明確で治療方法が未確立な指定された疾病のため、現在治療を受けている方に手当を支給します。	支給件数	継続	継続	自立生活支援課

② 諸料金等の助成

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 障がい者（児）日常生活用具費の自己負担分の助成	日常生活用具費（排泄管理支援用具）の交付に要した自己負担分の一部を市が助成します。	助成件数	継続	継続	自立生活支援課
2 診断書料の助成	身体障がい者手帳、愛の手帳及び精神障がい者保健福祉手帳申請のための診断書料に対して、3,000円を限度として助成を行います。	助成件数	継続	継続	自立生活支援課

③ 料金等の減免

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 下水道料金の減免	身体障がい者手帳または愛の手帳を所持する方がいる世帯で、市民税所得割が非課税の世帯に対して下水道料金の減免を行います。	減免件数	継続	継続	下水道課
2 軽自動車税の減免	身体障がい者手帳、愛の手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持する方の移動のために使用する軽自動車で、一定の条件を満たす場合に軽自動車税を減免します。	申請件数、減免決定件数	達成	継続	市民税課

基本施策（6） サービス利用に結びついていない人への支援

① サービス利用に結びついていない人への支援

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの方やそのご家族に対して、障がい福祉サービスなどの相談を窓口で受けています。適切なサービスに繋がられるよう努めます。	相談件数・対応件数	継続	充実	自立生活支援課
2 障がい者手帳を持たない要支援者への支援	発達障がいや高次脳機能障がいのある人は、手帳を所持しているか否かにかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象となり、支援を必要とする方に対し、必要なサービスを提供します。また、障がい者支援に係る人を対象に研修等を実施し、難病、高次脳機能障がい、発達障がい等に関する知識の普及に努めるとともに、こうした障がいに関する専門的知識を有する人材の育成に努めます。	研修回数	継続	充実	自立生活支援課
3 サービス利用に結びついていない人に対する支援策の制度化についての働きかけ	サービス利用に結びついていない難病や、軽・中度の視覚・聴覚障がい者など制度の谷間にある人に対する支援策が、早期に確立、制度化されるように、国や東京都に働きかけを行っています。	国・都等への要望件数（回数）	継続	継続	自立生活支援課
4 発達障がいへの対応	発達障がい者支援の一層の充実にむけ、相談支援体制を構築するとともに、発達障がいに関する広報や啓発に努め、関係部署との連携により施策を推進します。また、地域の身近な場所で必要な支援を受けることができるよう発達支援事業の整備を行い、関係機関との連携を図っています。	小金井市障害者地域自立生活支援センター相談件数	継続	充実	自立生活支援課・関係各課

基本目標4 誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり

基本施策（1） 自由な移動の確保

① 自由な移動の確保

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 タクシー代やガソリン費の助成	通院や買い物など、日常生活の移動の助けとなるよう、タクシー代やガソリン費助成の利用の促進を図ります。	助成件数	継続	充実	自立生活支援課
2 自動車教習費用の助成	障がいのある人の自立生活を支援するため、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。	助成件数	継続	充実	自立生活支援課
3 自動車改造費用助成	身体に障がいのある人が運転できるよう自動車を改造する際に、その改造費用の一部を助成します。	助成件数	継続	充実	自立生活支援課
4 各種交通機関の運賃及び通行料の割引	現在、都営交通、民営バスについては、精神障がい者も割引の対象になっていますが、その他についても割引の対象となるよう国や東京都に働きかけています。	件数	継続	継続	自立生活支援課
5 ハンディキャブ運行等の支援	通院や買い物など、日常生活の移動の助けとなるハンディキャブ運行等を行う民間団体を支援するための補助金の交付を行います。	ハンディサポートこがねいの状況	継続	充実	自立生活支援課

基本施策（2） 住まいの確保・整備

① 住まいの確保・整備

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 グループホームの整備	中・長期的な展望のもとに障がいのある人の居住に関する需要を把握し、その動向を見極めながら、グループホームの導入促進を行います。また、障がいのある人が独立して地域生活を送れるための多様な住宅の確保の在り方について調査・検討し、地域生活に必要な居住環境の確保に努めます。	グループホーム数⇒障害福祉計画	継続	充実	自立生活支援課
2 市営住宅の優先申込	車いすを利用する方が入所できるようスロープを設置している市営住宅については、障がいのある人等が優先的に入居できるようにしています。 今後も障がいのある人、障がいのある人と同居の親族に対して、市営住宅へ優先的に入居できるよう配慮します。	市営住宅車椅子専用住戸	達成	充実	まちづくり推進課
3 公的保証人制度等の検討	障がいのある人が賃貸住宅の賃貸契約を行う際に、公的機関等が保証人となる保証人制度の導入について検討します。また、住宅入居等支援事業の導入についてもあわせて検討します。今後は、一般財団法人などで保証人を請け負う制度もあるため、その活用も含め、ニーズを見ながら検討していきます。	実施状況	未実施	改善	自立生活支援課
4 公営住宅のバリアフリー化	公営住宅の建替え等にあたっては、公営住宅に住む障がいのある人が生活しやすくなるよう、公営住宅のバリアフリー化を推進します。	市営住宅車椅子専用住戸	達成	充実	まちづくり推進課
5 重度身体障害者（児）住宅設備改修	重度身体障がい者（児）が生活するための住宅設備改修費に対し、一部助成を行います。	件数	継続	充実	自立生活支援課
6 重度知的障害者（児）住宅設備改修の検討	重度知的障がい者（児）の騒音、安全対策のための住宅設備改修費に対する助成についてニーズ等を見ながら、他制度により補い合うことができないかも含めて、どの程度、住宅設備改修による助成が必要なのかを見極めつつ検討していきます。	実施状況	未実施	改善	自立生活支援課
7 住宅相談の充実	障害者地域自立生活支援センターにおいて、身体状況に応じた住宅のバリアフリー化を希望する障がいのある人に対して、住宅設備改修の相談・助言を行います。	件数	継続	充実	自立生活支援課

基本施策（3） 心の健康

① こころの健康づくり

事業名	施策内容	指標	現状	今後の方向性	担当課
1 こころの健康づくり	こころの健康に関して心配のある人やその家族を対象に、相談窓口の周知に努めます。また、メンタルチェックシステム「こころの体温計」をホームページに掲載し、啓発に努めます。	「こころの体温計」へのアクセス数	継続	継続	自立生活支援課
2 自殺予防に向けた取り組みの推進	自殺予防について、相談窓口の周知に努めるとともに、引き続きゲートキーパー養成研修を通じ、啓発に努めます。	研修参加人数	継続	継続	自立生活支援課

コラム欄

コラム欄

第5章 障害者福祉サービス等の必要量見込みと事業量の確保（障害福祉計画）

第1節 基本目標

障がいのある人の自立を支援・推進する観点から、次のような基本目標を設定します。

【基本目標 第5期障害福祉計画の考え方】

目標	指標
施設入所者の地域生活への移行 （※高齢化・重症化を背景とした目標設定）	平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行
	平成32年度末の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	各区市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
福祉施設から一般就労への移行	平成32年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度の移行実績の1.5倍以上
	平成32年度末における就労移行支援事業利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
	就労移行支援事業所のうち、平成32年度末における就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
	平成32年度末における就労定着支援1年後の就労定着率が80%以上
基幹相談支援センター設置数	各市町村について設置を促進
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターを平成32年度末までに各市町村に少なくとも1カ所設置
	保育所等訪問支援を利用できる体制を平成32年度末までに各市町村で構築
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後デイサービスを平成32年度末までに各市町村に少なくとも1カ所確保
	平成30年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置

○施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成 29 年 3 月 31 日時点の入所者数 (A)	66 人	平成 29 年 3 月 31 日時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行数 (B)	6 人 9.0%	(A) のうち、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する者の数
新たな入所支援利用者数 (C)	4 人	平成 32 年度末までに新たに施設入所支援を利用する人数見込
平成 32 年度末の入所者数(D)	64 人	平成 29 年度末の利用人数見込 (A) - (B) + (C)
【目標値】 施設入所者削減見込数 (E)	2 人 3.0%	(A) - (D)

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

現状 (H29.10)	目標値 (H32 年度末)
検討中	市内に設置

○地域生活支援拠点事業

現状 (H29.10) (箇所)	目標値 (H32 年度末) (箇所)
0	1

○福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労移行者数	8 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 年間一般就労移行者数	12 人 (1.5 倍)	平成 32 年度において施設を退所し、一般就労する者の数

○就労移行支援事業所の利用者数

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の 利用者数	34 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成 32 年度末の 利用者数	70 人 (2割以上)	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

○就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	数値	考え方
平成 28 年度末の 就労移行支援事業	30%	平成 28 年度の平成 32 年度末において就労移行率が3割以上の事業所数の割合
【目標値】平成 32 年度末の 就労移行率	50% (全体の5割)	平成 32 年度末において就労移行率が3割以上の事業所数の割合

○就労定着事業による支援開始1年後の職場定着率

項目	数値	考え方
【目標値】平成 31 年度末の 就労移行支援事業	80% (8割以上)	平成 28 年度での支援開始 1 年後の就労定着率
【目標値】平成 32 年度末の 就労移行率	80% (8割以上)	平成 32 年度末での支援開始 1 年後の就労定着率

○基幹相談支援センター設置数

現状 (H29.10)	目標値 (H32 年度末)
設置済 (1 箇所)	設置済 (1 箇所)

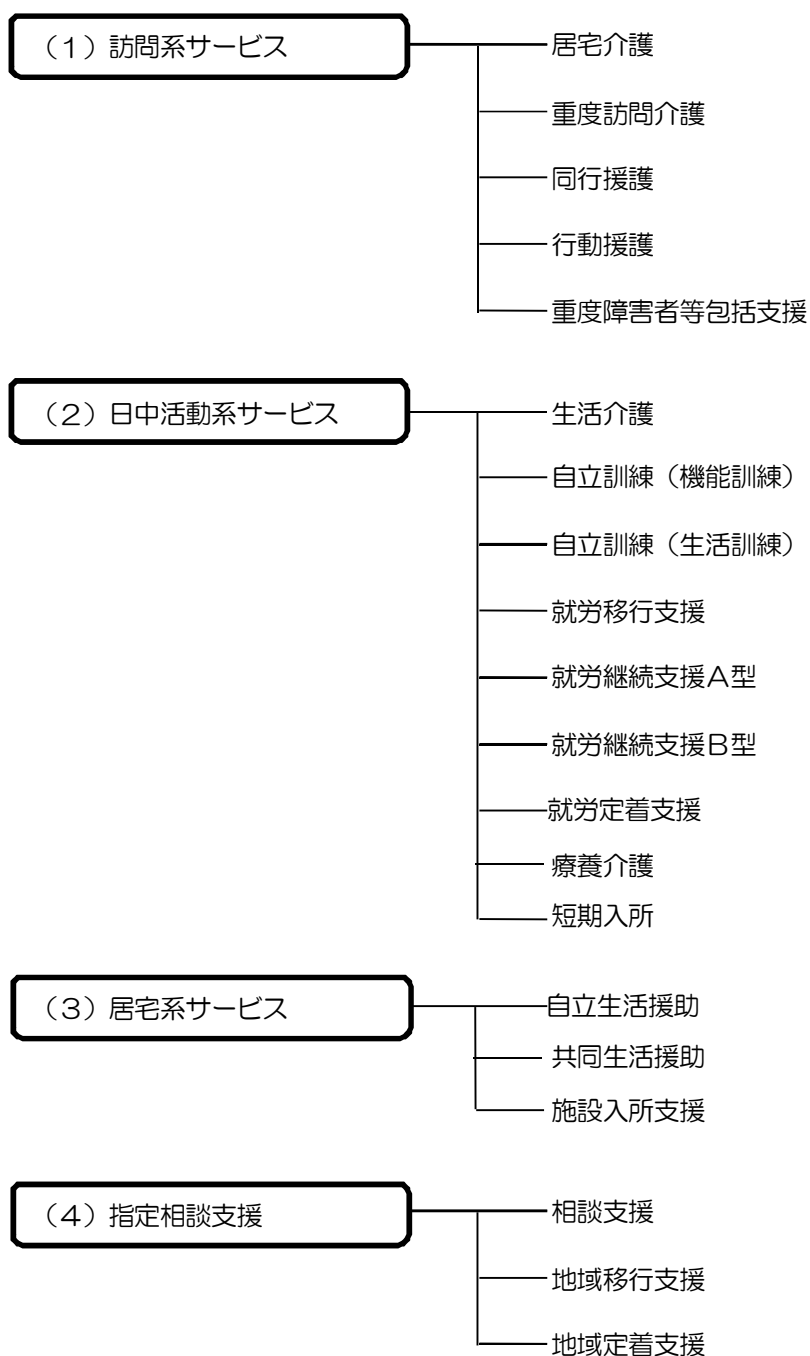
○障がい児支援の提供体制の整備等

項目	現状（H29.10）	目標値（H32 年度末）
児童発達支援センターの設置	設置済（1 箇所）	設置済（1 箇所）
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	実施中	実施する
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済（1 箇所）	確保済（1 箇所）
主に重症心身障害児を支援する放課後デイサービスの確保	確保済（1 箇所）	確保済（1 箇所）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	検討中	他区市町村との共同設置

第2節 指定障害福祉サービス

小金井市は、平成32年度の目標値の実現に向けて、サービス利用の伸び率や新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成30年度から平成32年度の各年度における指定障害福祉サービスについて見込み量を設定し、その確保に努めていきます。

サービスの現状と見込み量を設定するサービスは次のとおりです。



1 指定障害福祉サービスの現状

障害福祉サービス（1ヶ月あたり）

区分	サービス系	事項	第4期					
			平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			計画値	実績	計画値	実績	計画値	見込
訪問系	居宅介護	サービス量	1,215時間分	1,386時間分	1,350時間分	1,427時間分	1,485時間分	1,484時間分
		利用者数	135人分	123人分	150人分	125人分	165人分	128人分
	重度訪問介護	サービス量	5,540時間分	2,731時間分	6,648時間分	2,665時間分	7,756時間分	2,685時間分
		利用者数	10人分	7人分	12人分	8人分	14人分	9人分
	同行援護	サービス量	440時間分	416時間分	480時間分	453時間分	520時間分	505時間分
		利用者数	22人分	20人分	24人分	21人分	26人分	21人分
	行動援護	サービス量	64時間分	16時間分	80時間分	21時間分	96時間分	25時間分
		利用者数	4人分	3人分	5人分	3人分	6人分	3人分
	重度障害者包括支援	サービス量	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分
		利用者数	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分
日中活動系	生活介護	サービス量	3,540人日分	3,205人日分	3,780人日分	3,326人日分	4,020人日分	3,495人日分
		利用者数	177人日分	164人日分	189人日分	172人日分	201人日分	175人日分
	自立訓練（機能訓練）	サービス量	55人日分	43人日分	65人日分	46人日分	75人日分	44人日分
		利用者数	11人分	10人分	13人分	11人分	15人分	10人分
	自立訓練（生活訓練）	サービス量	143人日分	73人日分	247人日分	77人日分	351人日分	63人日分
		利用者数	11人分	6人分	19人分	7人分	27人分	5人分
	就労移行支援	サービス量	560人日分	403人日分	630人日分	537人日分	700人日分	723人日分
		利用者数	40人分	27人分	45人分	34人分	50人分	47人分
	就労継続支援A型	サービス量	161人日分	188人日分	184人日分	239人日分	207人日分	277人日分
		利用者数	7人分	10人分	8人分	13人分	9人分	14人分
	就労継続支援B型	サービス量	3,420人日分	2,629人日分	3,780人日分	2,828人日分	4,140人日分	3,012人日分
		利用者数	190人分	173人分	210人分	188人分	230人分	194人分
	療養介護	サービス量	403人日分	332人日分	434人日分	362人日分	465人日分	367人日分
		利用者数	13人分	11人分	14人分	12人分	15人分	12人分
短期入所	サービス量	222人日分	200人日分	234人日分	260人日分	246人日分	287人日分	
	利用者数	37人分	37人分	39人分	40人分	41人分	43人分	
居宅系	共同生活援護	サービス量	1,900人日分	2,166人日分	2,150人日分	2,375人日分	2,400人日分	2,371人日分
		利用者数	76人分	85人分	86人分	92人分	96人分	91人分
	施設入所支援	サービス量	2,108人日分	1,861人日分	2,108人日分	1,864人日分	2,108人日分	1,897人日分
		利用者数	67人分	64人分	67人分	64人分	67人分	65人分
相談支援	相談支援	利用者数	200人日分	54人日分	210人日分	72人日分	220人日分	82人日分
	地域移行支援	利用者数	4人日分	0人日分	5人日分	1人日分	6人日分	1人日分
	地域定着支援	利用者数	4人日分	0人日分	5人日分	0人日分	6人日分	5人日分

2 指定障害福祉サービスの供給見込み量

指定障害福祉サービスには、①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居宅系サービス、④指定相談支援サービスがあります。

第4期の進捗の分析結果やアンケート調査結果、小金井市地域自立支援協議会等で明らかになったニーズ動向を踏まえ、サービス利用の新たなサービス対象者を勘案しつつ、各サービスの1ヶ月あたりの見込み量を年度ごとに算出していきます。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で身体介護や家事援助、通院等介助などの支援を行います。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用時間数(月)	1,572 時間分	1,608 時間分	1,644 時間分
実利用者数(月)	131 人分	134 人分	137 人分

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする方に、自宅で入浴・排せつ・食事などの介護を総合的に行います。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用時間数(月)	2,980 時間分	3,278 時間分	3,576 時間分
実利用者数(月)	10 人分	11 人分	12 人分

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出時に必要な介助や情報提供などを行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	528 時間分	552 時間分	576 時間分
実利用者数（月）	22 人分	23 人分	24 人分

④ 行動援護

知的・精神障がいにより行動が困難で常時介護を必要とする方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動などの支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	24 時間分	24 時間分	32 時間分
実利用者数（月）	3 人分	3 人分	4 人分

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする方で、その必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	0 時間分	0 時間分	0 時間分
実利用者数（月）	0 人分	0 人分	0 人分

※現時点での利用は無く、見込みが立たない

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	3,660 人日分	3,860 人日分	4,020 人日分
実利用者数（月）	183 人分	193 人分	201 人分

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に対し自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	45 人日分	45 人日分	50 人日分
実利用者数（月）	10 人分	10 人分	11 人分

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者、精神障がい者に対し自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	75 人日分	150 人日分	165 人日分
実利用者数（月）	6 人分	12 人分	13 人分

④ 就労移行支援

一般企業等に就労を希望する方に、一定期間における生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	810 人日分	945 人日分	1,050 人日分
実利用者数（月）	54 人分	63 人分	70 人分

⑤ 就労継続支援A型

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結びます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	300 人日分	320 人日分	340 人日分
実利用者数（月）	15 人分	16 人分	17 人分

⑥ 就労継続支援B型

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。B型は利用者と事業者が雇用契約は必要ありません。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	3,162 人日分	3,348 人日分	3,503 人日分
実利用者数（月）	204 人分	216 人分	226 人分

⑦ 就労定着支援

企業や自宅等への訪問や利用者の来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導、助言等の支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	—	—	—
実利用者数（月）	10 人分	12 人分	14 人分

⑧ 療養介護

医療の必要な障がいがあり常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	403 人日分	434 人日分	465 人日分
実利用者数（月）	13 人分	14 人分	15 人分

⑨ 短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの理由で介護ができない場合に、短期間施設に入所して必要な支援を受けます。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	299 人日分	319 人日分	332 人日分
実利用者数（月）	46 人分	49 人分	51 人分

（3）居宅系サービス

① 自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除等についての確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	—	—	—
実利用者数（月）	1 人分	1 人分	1 人分

② 共同生活援助

共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助及び、介護を必要とする方に、住居において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	2,548 人日分	2,808 人日分	2,990 人日分
実利用者数（月）	98 人分	108 人分	115 人分

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事等の介護を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用時間数（月）	1,914 人日分	1,943 人日分	1,972 人日分
実利用者数（月）	66 人分	67 人分	68 人分

(4) 指定相談支援系

① 相談支援

自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がいのある人にむけて、サービスが適切に利用できるようサービス利用計画を作成します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数 (月)	97 人分	127 人分	142 人分

② 地域移行支援

施設や病院に長期入所等している方が、地域生活に移行できるよう住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数 (月)	1 人分	1 人分	2 人分

③ 地域定着支援

施設や病院に長期入所等していた方が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数 (月)	6 人分	7 人分	8 人分

3 指定障害福祉サービス見込み量確保のための方策

（1）訪問系サービス

訪問系サービスについては、今後施設や病院の入所者の地域移行により利用者が拡大することが予想され、その量を的確に把握すると共に今後見込まれる多様なニーズに対応できるよう事業所の確保に努めます。また、利用者に対し選択の幅を広げるための事業者情報の提供に努め、より多くの障がいのある人がサービスを利用できるように体制の整備に努めます。

（2）日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業生などの新たな利用者の状況や事業者の新体系への移行状況を考慮し、市内に必要な施設やサービスについて、国や東京都と連携した新たな事業所支援、開拓など、サービスの提供が確保されるよう施策の検討を行います。

市内に不足する生活介護や短期入所など身近な地域で利用できるようサービス提供体制の早期整備に努めます。

（3）居宅系サービス

法改正により、平成26年度からグループホーム・ケアホームがグループホームに統合されました。施設整備の推進や施設入所支援に関しては、真に必要とする人のみの利用とし、目標年度までに関係機関と協議しながら段階的に地域移行を進めていきます。

（4）指定相談支援

法改正により、サービス等利用計画の対象がすべての障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者に拡大することとなったことから、相談支援の提供体制の量的拡大を図る必要があります。また、地域相談支援の創設により施設や病院入所者の地域移行、地域定着支援が強化されます。

相談支援事業所の確保及び従事者の養成について、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進していきます。また、多くの方が利用できるよう周知徹底に努めます。

(5) サービス提供事業所の確保とサービスの質の向上

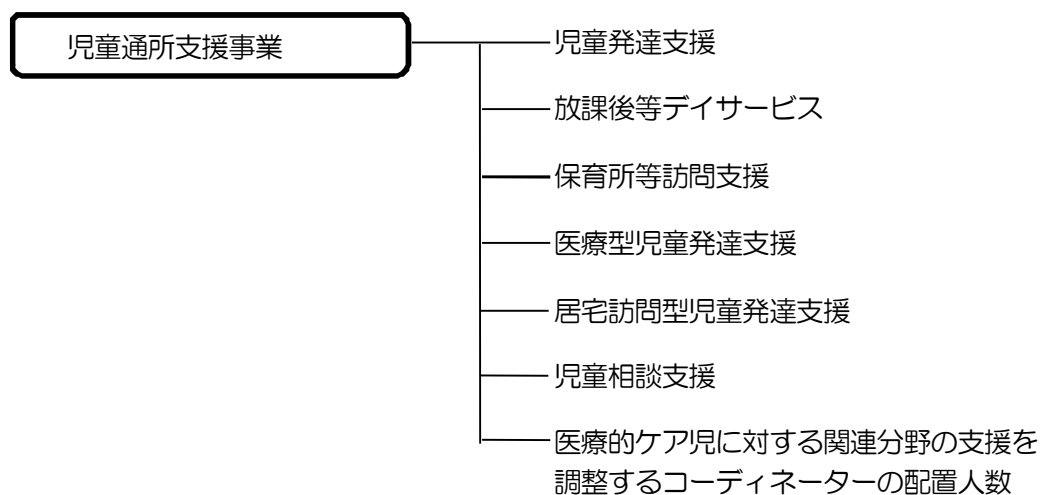
地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障がいのある人がさまざまな選択肢の中からサービスを選択できるように、サービス提供事業所に対して支援等を行い、障がい福祉に関する情報提供と誘致に向けた施策を積極的に行うことで障害福祉サービス事業所の新規参入を促進していきます。

さらに、サービス提供に従事する人員の確保や専門性を備えた人材を育成するために必要な支援を行っていきます。サービスの質を向上するために、第三者評価の活用や権利擁護、虐待防止のための取り組みについても指導、助言をしていきます。

第3節 児童通所支援事業

小金井市は、平成32年度の目標値の実現に向けて、サービス利用の伸び率や新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成30年度から平成32年度の各年度における児童通所支援事業について見込み量を設定し、その確保に努めていきます。

サービスの現状と見込み量を設定するサービスは次のとおりです。



1 児童通所支援事業の現状

障害児通所支援事業（1ヶ月あたり）

区分	サービス系	第4期					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	見込
訪問系	児童発達支援	923人日分	534人日分	1,001人日分	522人日分	1,079人日分	570人日分
		71人分	41人分	77人分	41人分	83人分	45人分
	医療型児童発達支援	60人日分	28人日分	80人日分	6人日分	100人日分	11人日分
		6人分	3人分	8人分	1人分	10人分	2人分
	放課後等デイサービス	600人日分	791人日分	650人日分	1,164人日分	700人日分	1,329人日分
		120人分	108人分	130人分	150人分	140人分	168人分
	保育所等訪問支援	8人日分	0人日分	14人日分	0人日分	20人日分	0人日分
		4人分	0人分	7人分	0人分	10人分	0人分
	障害児相談支援	67人分	20人分	74人分	21人分	82人分	24人分

2 児童通所支援事業の供給見込み量

児童通所支援事業は、①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援、⑤児童相談支援があり、さらに今回から「居宅訪問型児童発達支援」、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」も計画に加えられました。

第4期の進捗の分析結果やアンケート調査結果、小金井市地域自立支援協議会等で明らかになったニーズ動向を踏まえ、サービス利用の新たなサービス対象者を勘案しつつ、各サービスの1ヶ月あたりの見込み量を年度ごとに算出していきます。

（1）児童発達支援

日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用日数（月）	625人日分	688人日分	750人日分
実利用者数（月）	50人分	55人分	60人分

（2）放課後等デイサービス

学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用日数（月）	1,464人日分	1,584人日分	1,704人日分
実利用者数（月）	183人分	198人分	213人分

(3) 保育所等訪問支援

児童施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、児童や保育所などのスタッフに対し、児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用日数(月)	12人日分	14人日分	16人日分
実利用者数(月)	6人分	7人分	8人分

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用日数(月)	17人日分	17人日分	22人日分
実利用者数(月)	3人分	3人分	4人分

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ利用日数(月)	5人日分	5人日分	5人日分
実利用者数(月)	1人分	1人分	1人分

（6）児童相談支援

児童相談支援には、児童支援利用援助と継続児童支援利用援助の2つのサービスがあります。児童通所支援の利用申請手続きにおいて、児童の心身の状況や環境、児童または保護者の意向などを踏まえて児童支援利用計画案の作成を行います。利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく児童支援利用計画の作成を行います。利用している児童通所支援について、その内容が適切かどうか一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、児童支援利用計画の見直しを行います（モニタリング）。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請などを勧奨します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数（月）	29人分	34人分	39人分

（7）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのコーディネーターとしての配置を他区市町村との連携も含め、調整し行います。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置人数	-人分（検討）人	-人分（検討）人	-人分（検討）人

3 児童通所支援事業見込み量確保のための方策

児童通所支援においては関係機関との連携が最も重要です。加えて広域の支援体制の整備と構築も求められています。併せて、発達支援と相談支援の普及、充実、更なる関係機関との連携強化が今後の課題となってきます。

(1) 児童発達支援

児童発達支援については、身近な地域の児童支援の専門施設（事業）として、通所利用の児童への支援だけでなく、地域の児童・その家族を対象とした支援や保育所等の児童を預かる施設に対する援助等にも対応することで、より多くの児童がサービスを利用できるように体制の整備に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスについては、児童の学齢期における支援だけでなく、児童に対し、放課後や長期休暇中における療育の場(日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練等)であるとともに、放課後等の居場所、また、レスパイトケア(ご家族に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス)にも対応することで、より多くの児童がサービスを利用できるように体制の整備に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、家庭から保育園・幼稚園・託児所等に通いながら児童発達支援事業所への併行通園している児童が可能な限り地域における生活が継続できるように専門職員が保育所等を訪問し支援するだけでなく、保育所等の協力体制、連携していくことで、より多くの児童が、安心して集団生活を送る事ができるように体制の整備に努めます。

(4) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援については、児童発達支援及び治療の提供を通所利用の児童やその家族に対する支援だけでなく、施設の有する専門機能を活かし、地域の児童やその家族への相談、児童を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援にも対応することで、より多くの児童がサービスを利用できるように関係機関と連携し支援に努めます。

（5）居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援については、事業所に通所することができない医療的ケア児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援等にも対応することで、より多くの児童がサービスを利用できるように体制の整備に努めます。

（6）児童相談支援

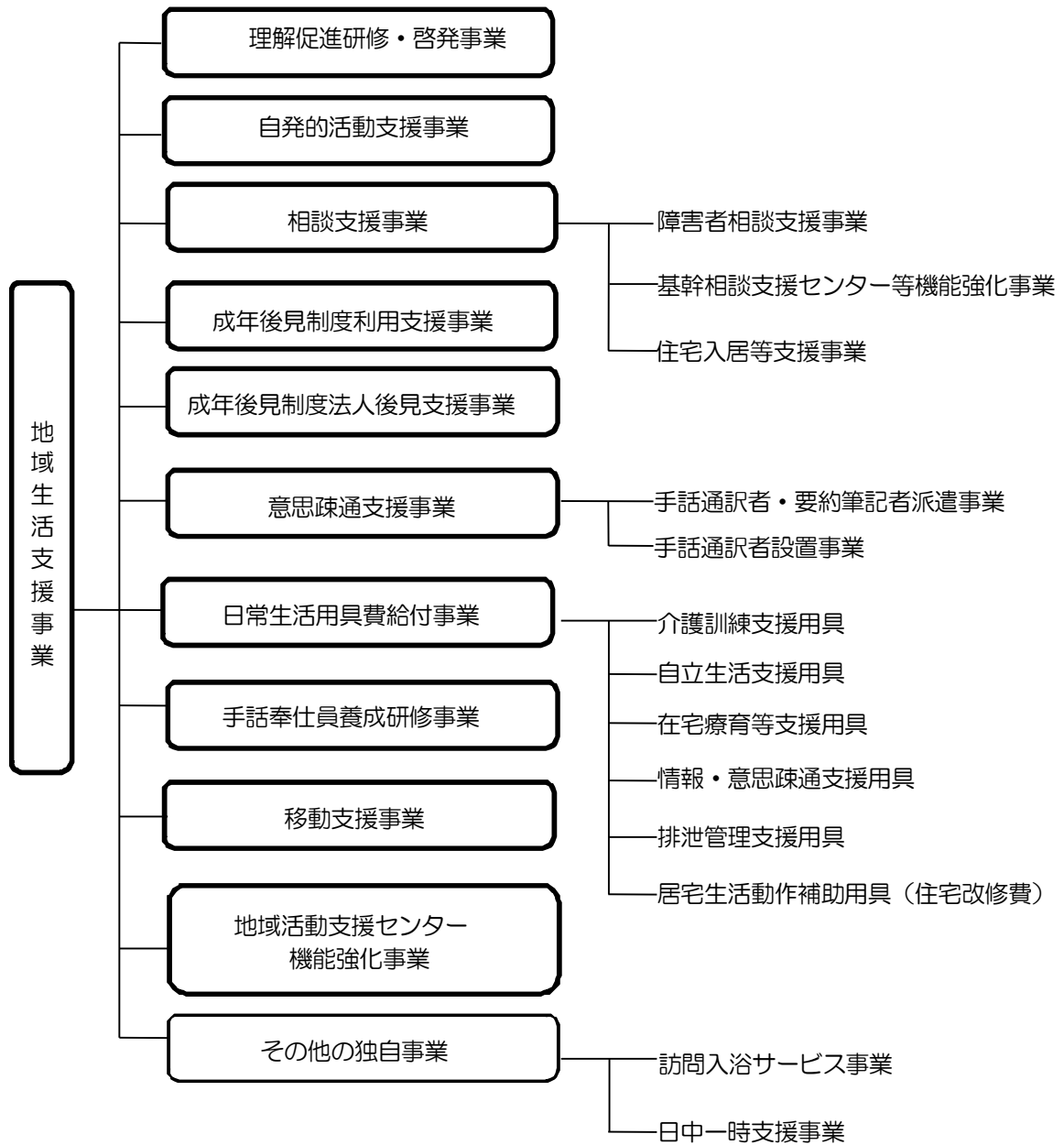
法改正により、児童支援計画の対象がすべての児童通所支援事業の利用者に拡大することとなったことから、児童相談支援の提供体制の量的拡大を図る必要があります。また、事業所の確保及び従事者の養成について、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進していきます。利用者に対して、必要なサービス供給量を確保し、児童がさまざまな選択肢の中からサービスを選択できるように、サービス提供事業所に対して支援等を行い、障がい福祉に関する情報提供と誘致に向けた施策を積極的に行うことで、事業所の新規参入を促進していきます。

（7）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

法改正により、障害児福祉計画に、市町村では、医療的ケア児の生活において（入所支援を除く）、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進していきます。他区市町村との共同配置も含め、コーディネーターの確保・調整に努めていきます。

第4節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、小金井市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。



1 地域生活支援事業の現状

サービス名		第4期					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	見込
(1)理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業		無	無	無	無	有	無
(3)相談支援事業							
①障害者相談事業	8箇所	8箇所	9箇所	7箇所	10箇所	7箇所	
②基幹相談支援センター等機能強化事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	
③住宅入居等支援事業	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	
(4)成年後見制度利用支援事業		有	有	有	有	有	有
(5)成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無	無	有	無
(6)コミュニケーション支援事業		41人	108人	41人	119人	42人	119人
(7)日常生活用具費給付事業							
①介護訓練支援用具	8人分	3人分	8人分	0人分	8人分	0人分	
②自立生活支援用具	15人分	8人分	15人分	8人分	15人分	8人分	
③在宅療養等支援用具	13人分	4人分	13人分	13人分	14人分	13人分	
④情報・意思疎通支援用具	19人分	9人分	19人分	6人分	19人分	6人分	
⑤排泄管理支援用具	145人分	123人分	146人分	132人分	146人分	132人分	
⑥住宅改修費	7人分	1人分	7人分	4人分	7人分	4人分	
(8)手話奉仕員養成研修事業		有	有	有	有	有	有
(4)移動支援事業		41箇所	36箇所	41箇所	46箇所	42箇所	46箇所
	140人	162人	141人	162人	141人	162人	
	11,200時間	15,579時間	11,600時間	16,475時間	12,000時間	16,475時間	
(5)地域活動支援センター機能強化事業							
①地域活動支援センターⅠ型	1箇所(80人)	1箇所(89人)	1箇所(85人)	1箇所(98人)	1箇所(90人)	1箇所(98人)	
②地域活動支援センターⅡ型	1箇所(30人)	1箇所(28人)	1箇所(30人)	1箇所(27人)	1箇所(30人)	1箇所(27人)	
③地域活動支援センターⅢ型	0箇所(0人)	0箇所(0人)	0箇所(0人)	0箇所(0人)	0箇所(0人)	0箇所(0人)	
(6)その他の独自事業							
①更生訓練費給付事業	5人分	2人分	5人分		5人分		
②訪問入浴サービス事業	7人分	5人分	7人分	5人分	7人分	5人分	
③日中一時支援事業	42人分	31人分	42人分	24人分	43人分	24人分	
④自動車運転教習助成事業	1人分	1人分	1人分		1人分		
⑤自動車改造費助成事業	1人分	1人分	1人分		1人分		

2 地域生活支援事業サービスの供給見込み量

地域生活支援事業には、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具費給付事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業、⑪その他の独自事業があります。第4期の進捗の分析結果、小金井市地域自立支援協議会等で明らかになったニーズ動向を踏まえ、各サービスの見込み量を年度ごとに算出していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	有	有	有

（3）相談支援事業

障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として小金井市地域自立支援協議会を設置しています。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①障害者相談支援事業（実施箇所数）	8箇所	9箇所	10箇所
②基幹相談支援センター等機能強化事業（実施箇所数）	1箇所	1箇所	1箇所
③住宅入居等支援事業（実施箇所数）	0箇所	0箇所	1箇所

（4）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	1人	1人	1人

（5）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	無（検討）	無（検討）	有（実施）

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①延べ利用者数	120 人	121 人	122 人
②手話通訳者設置事業	無（検討）	無（検討）	有（実施）

(7) 日常生活用具費給付事業

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①介護訓練支援用具 (実利用人数)	1 人分	1 人分	1 人分
②自立生活支援用具 (実利用人数)	8 人分	8 人分	8 人分
③在宅療養等支援用具 (実利用人数)	13 人分	13 人分	13 人分
④情報・意思疎通支援用具 (実利用人数)	6 人分	6 人分	6 人分
⑤排泄管理支援用具 (実利用人数)	133 人分	134 人分	135 人分
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) (実利用人数)	4 人分	4 人分	4 人分

（8）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
終了見込者数	40 人	40 人	40 人

（9）移動支援事業

屋外での移動が困難となる障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所数	46 箇所	47 箇所	47 箇所
実利用者数	163 人分	164 人分	165 人分
延べ利用時間数	16,592 時間	16,710 時間	16,829 時間

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
I 型	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	登録者数	100 人	105 人	110 人
II 型	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	登録者数	30 人	30 人	30 人
III 型	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	登録者数	0 人	0 人	0 人

（11）その他の独自事業

① 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	5 人分	5 人分	5 人分
延べ利用回数	347 回	350 回	352 回

② 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族に向けた就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を支援します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	24 人分	24 人分	25 人分
延べ利用回数	436 回	439 回	442 回

3 地域生活支援事業サービス見込み量確保のための方策

地域生活支援事業の実施にあたり、小金井市では事業の計画的・効果的な実施に努めます。実施する事業のサービス確保のための方策は、次のとおりです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい特性（精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、盲ろう者、重症心身障がい児、難病など）を分かりやすく解説するような講演会・教室等開催をできるよう、障害者福祉センター・地域自立生活支援センター等での実施体制の検討を行います。

(2) 自発的活動支援事業

ピアサポート等の障がい者等やその家族・地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業の主旨を踏まえ、特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障がい者等やその家族・地域住民等が事業に関わるよう、障害者福祉センター・地域自立生活支援センター等での実施体制の検討を行います。

(3) 相談支援事業

サービス等利用計画の対象者に適切な支援を行うために、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていく必要があります。障がいのある人が、さまざまな状況に応じた適切な支援を受け、自立した日常生活を営むことができるよう、小金井市障害者地域自立生活支援センターを中心に、サービス提供事業者との連携のもとで相談支援体制の強化充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者総合支援法施行規則に定める費用（成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部の補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見に要する運営体制、財源確保、障がい者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等の法人後見推進のための検討を行います。

（6）意思疎通支援事業

手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、コミュニケーション支援事業の円滑なサービス提供に努めます。また、手話通訳者の養成、スキルアップについても努めていきます。

（7）日常生活用具費給付事業

それぞれの障がい特性により必要性を検討し、引き続き給付を実施します。また、日常生活用具の技術の進歩による機能向上や新製品を把握し、品目の追加や廃止を検討していきます。

（8）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者という主旨を踏まえ、障害者福祉センター等での実施など、体制の整備を検討していきます。

（9）移動支援事業

増大する利用者や利用時間の必要量確保のため、事業者の確保と連携強化に努めます。利用者の実態に応じた柔軟な運用の工夫を検討します。これまで利用者のニーズや実態に応じた柔軟な運用と個別給付化を図れるよう国に働きかけてきたところですが、いまだ実現できておりません。引き続き、国へ要望の働きかけを行っていきます。

（10）地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に身近な施設として、基本的事業や機能強化事業の一層の充実を図ります。また三障がいに対する事業所が市内にバランスよく配置していけるよう体制の整備を検討していきます。

（11）その他の独自事業

サービスの質の向上のために事業者等と連携を密にし、サービス内容の見直しを考慮しつつ事業を実施していきます。また、利用者に対する情報提供を行い、事業の周知徹底を図っていきます。国の要綱変更の状況を踏まえて、対応していきます。

第6章 計画の推進

計画の実現のためには、市民との協働のもと、庁内でも横断的な取り組みができるような体制づくりに努めると共に、研究機関なども含めた広域的な連携体制をさらに強化し、障がい者福祉施策を総合的に推進していくことが必要です。

第1節 計画の推進体制

本計画を推進するためには、保健・福祉・医療のみならず、都市計画・教育・産業などの分野で全庁的な取り組みが必要であり、さらに市民の協力が不可欠です。

小金井市では、本計画を具体化していくために、多様な人材の育成・確保をはじめ、保健・医療・福祉関係分野の連携の強化など、推進体制の整備を図り、必要に応じてケースカンファレンスや庁内連絡会により情報共有に努めていきます。

また、サービスの基盤体制として、利用者が安心してサービス提供を受けられるように、サービス提供者との安定的な関係を継続しつつ、民間活力や民間ノウハウの最大限の活用を図りながら、サービスの向上と経費の節減を実現していくため、障害者福祉センターの業務の民営化などを進めてまいります。

さらに、福祉共同作業所は、福祉的就労を目的とした施設ですが、利用者の高齢化などにより、福祉的就労以外の役割も考えていく必要があることから、今後の施設のあり方について様々な視点をもって検討していく必要があります。

本計画の進行状況の把握については、小金井市地域自立支援協議会と連携を図りながら、計画の推進に関する必要事項の協議・検討を行い、本計画の推進に向けて関係機関との連携や広域的な行政連携を強化します。

第2節 ネットワークづくり推進に向けて

小金井市は、障がい者福祉推進のためのネットワーク構築に向けて、今後も小金井市地域自立支援協議会と連携・協議を重ねながらさらなる検討を継続し、本計画の着実な推進を図ると共に、相談・支援体制の強化に努めます。

第3節 国、東京都等の動きへの反映について

本計画においては、施策の推進を図るため、障がいのある人のニーズの把握に努め、進捗状況を定期的に確認し、施策運営に適切に反映していきます。

また、各市の情報を集めながら、三障がい一元化の趣旨を踏まえ、三障がいの平等な取り扱いを目指し、より良い制度に向けて国や東京都に対し要望を行っていきます。

国においては、障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。今後も法制度の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、権限委譲等に関する要請については状況に応じ、柔軟に対応していきます。

コラム欄

コラム欄

付 録 内

※「障がい」の表記について

「障がい」の漢字表記については、現在も議論されているところではありますが、市の最上位計画である「小金井しあわせプラン」（第4次小金井市基本構想・後期基本計画）や平成24年3月に策定された前小金井市保健福祉総合計画においても、法律名など固有名詞を除き、「障がい」と表記しているところがあります。

従いまして、今回策定しています「小金井市保健福祉総合計画」におきましても統一的な表記とするために、「障がい」として表記しております。